

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 平成 28 年 9 月 1 日 午前 10 時 00 分 召集
2. 平成 28 年 9 月 14 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 平成 28 年 9 月 14 日 午後 4 時 20 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 立 石 昭 夫 | 2 番  | 竹 原 祐 一 |
| 3 番  | 岩 下 礼 治 | 4 番  | 谷 崎 利 浩 |
| 5 番  | 園 田 浩 文 | 6 番  | 菅 敏 徳   |
| 7 番  | 市 原 正   | 8 番  | 森 元 秀 一 |
| 9 番  | 河 崎 徳 雄 | 10 番 | 大 倉 幸 也 |
| 11 番 | 湯 浅 正 司 | 12 番 | 田 中 弘 子 |
| 13 番 | 五 嶋 義 行 | 14 番 | 高 宮 正 行 |
| 15 番 | 古 澤 國 義 | 16 番 | 阿 南 誠 藏 |
| 17 番 | 古 木 孝 宏 | 18 番 | 田 中 則 次 |
| 19 番 | 井 手 明 廣 | 20 番 | 藏 原 博 敏 |

#### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

|         |           |              |         |
|---------|-----------|--------------|---------|
| 市 長     | 佐 藤 義 興   | 副 市 長        | 宮 川 清 喜 |
| 教 育 長   | 阿 南 誠 一 郎 | 総 務 部 長      | 和 田 一 彦 |
| 市 民 部 長 | 佐 藤 菊 男   | 経 済 部 長      | 吉 良 玲 二 |
| 土 木 部 長 | 伊 藤 繁 樹   | 教 育 部 長      | 市 原 巧   |
| 総 務 課 長 | 高 木 洋     | 福 祉 課 長      | 山 口 貴 生 |
| 農 政 課 長 | 本 山 英 二   | 建 設 課 長      | 阿 部 節 生 |
| 財 政 課 長 | 宮 崎 隆     | 教 育 課 長      | 日 田 勝 也 |
| 税 務 課 長 | 藤 井 栄 治   | ほ け ん 課 長    | 藤 田 浩 司 |
| 観 光 課 長 | 秦 美 保 子   | 住 環 境 課 長    | 古 閑 政 則 |
| まちづくり課長 | 佐 伯 寛 文   | 阿蘇医療センター事務局長 | 井 野 孝 文 |

8. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 石 寄 寛 二 | 議会事務局次長 | 山 本 繁 樹 |
| 書 記    | 佐 藤 由 美 |         |         |

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、また執行部におかれましては、的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力をお願いしたいと思います。

なお、一般質問は、毎回市民の関心の高い質問でありますので、傍聴の方々もたくさんおいでになります。傍聴席の皆様方にも、傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましては、ご遠慮いただきますようご協力をお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。

13番議員、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） おはようございます。13番、五嶋義行。今期定例会の1番でやりますので、スムーズな進行をお願いします。

熊本地震が発生してから5カ月が経ちました。阿蘇市においては、応急的な復旧は一応済んでおりますが、本格的な復旧・復興が今からとなっております。今回の一般質問、この地震の復旧、そしてまた創造的復興に向けた執行部の考え方を聞いてまいりたいと思います。まず、通告書の1番、地震で崩落した草原の再生計画についてということで、地震前までは緑のきれいな草原、阿蘇の宝の草原がありましたが、地震で岩肌が見えて無残な姿を見せております。まず、阿蘇市でどれだけの草原が被災したか、面積が分かればお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） おはようございます。

それでは、回答いたします。草原、原野につきましては、阿蘇市には 55 牧野組合ありますが、その内の 30 牧野について何らかの被害を受けております。その 30 牧野については、管理面積が 6,700ha 程度あり、その中で約 54ha について放牧地あるいは採草地等の崩落あるいは亀裂等の被害が出ています。また、牧道が非常に数が多くて、牧道の亀裂、崩壊、落石等の被害を確認しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） その被災された 54ha の再生計画ですね、どのような考えがありますか、お聞きします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 本来、災害復旧については、農地ということで、通常、農地災害復旧をしております。水田、畑をしておりますが、草原につきましてはどうしてもエリアが小さくなりまして、国営の草地改良をした部分についてを国は農地として考えておりますので、そこに付随する牧道も対象になりますが、そういったことで通常の放牧地とか採草地については、その国の補助を受けられないということでございますので、なかなか再生計画を立てられない状況でございます。そういったこと踏まえまして、国の補助を受けられる分は国の査定を受けて直し、それ以外につきましては、これまであります多面的機能の交付金あるいは中山間を有効活用され、応急的な工事をしていただきたいと。それと、今回は原野被害が大きかったものですから、当初から復旧支援の要望を国・県に対して行っておりますが、事業上、制度上ではなかなか復旧のメニューがないということでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 下から見てみますと、岩が崩落して岩肌がむき出しになって、見栄えが非常に悪い状況であります。その岩の中に 100 t を超えるような巨岩が、牧道であったり、防火帯であったりというところに散乱しておりますが、そこらへんの対策が何かありますれば。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 落石等につきましても、先ほど言いましたように、国営でつくった草地改良の部分に落石が起きた部分は撤去等をされますが、それ以外はもう国の補助がないということですので、何ら措置をすることができないというのが現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今、県のほうの採石場も一応 28 年度で終掘ということになっております。今から復旧・復興に向けて採石はたくさん要るかと思いますが、そういう石を採石で使うという利用は考えられませんか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 現場で工事をするということであれば、近くにある落石物について、やっぱり現場の発生材として利用することは可能かと思いますが、その採石が落ち

たところというのは、運搬して移動する場所もないし、費用がかかりますので、なかなか利用するのは難しいものと思っています。ただ、現在、非常に農地の亀裂の部分で土量が少ないというのがありました。それにつきましては、今回、立野の橋のところ発生した土砂を一応県と協議しながら、あそこの土を利用しようというふうに、今考えております。そういった形で、場所によってはそういうところを利用できるものと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 出しのいい道路上に落ちた石か、どうせこれはのけにやなんから、のけた石を採石場に持って行って採石をするということはいいかなと思っていますが、その法的にはそのことは問題ありませんか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 通常、国立公園法等によって、やはり無断で採石を持っていくということは法律上駄目というふうに聞いております。そういった部分もありますので公共事業であれば、それら法に沿った許認可等の届出を行い活用することは可能であるというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） ぜひそういうのを再利用できれば、していけるような取り組みを進めていただきたいと思います。

今朝の新聞に、草原保全支援を拡げようということで載っております。もう既に野焼きを断念した牧野があると書いてありますが、阿蘇市の牧野で野焼きを断念したところがありますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） その件につきましては、非常に今、頭を痛めております。先ほども言いました牧道、管理道路が被災したことで、現場まで行けていないということで、やっぱり高齢化が進んでいる中で、また更に刈払機を担いで輪地切りを行うというのが厳しいということで、牧野から野焼きの継続は困難であるという話が上がっております。場所を具体的に申しますと、阿蘇山麓で今、輪地切りの実施が支障を来しているというのが、小堀、東役犬原牧野、西町、黒川、赤水が支障を来しており、北外輪であれば、古城7区、木落、井手、山田、湯浦、西湯浦、狩尾、的石、車帰で、やはり一部支障を来しているということでありました。通常、野焼きの会議は1月に行いますが、こういった状況ですので、お互いの隣接地帯の牧野間で調整して、9月26日にその会議を開き、早めの対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 牧道の話、牧野の話ですが、次の狩尾幹線の話も続けて質問したいと思っています。当初の見積もりで80億円という金額を聞かされて、地元の畜産農家の方たちも「そげんかかるならもう」というあきらめがあったんですけど、時間が経つにつれて、牧場への移動が非常に時間がかかって、やはりどうしてもあの道路が欲しいということがあります。あの狩尾幹線の復旧計画は何か考えられておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。

狩尾幹線の復旧計画についてご質問でございます。狩尾幹線につきましては、地震災害による複数の山腹崩壊等による道路の崩落や亀裂など、甚大な被害を被っておるわけでございます。発生直後、とにかく現場に行けないものですから、国土交通省のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥに現場に入っただいて、その後、一応専門家のコンサルタントにも依頼をしまして、詳細な調査をいたしました。議員が言われたように、概算で80億円という被害をだいたい把握しているところで、現在、被害の届出については県の方にはいたしております。箇所数におきまして、全体で29箇所、延長で1,200mに及びます。一番大きいところでは、高さ110m、これは法長というか斜面にしまして150mほどの崩落が4箇所から5箇所、大きいところはございまして、そういう部分からしますと、非常に災害復旧、先ほど言いました費用の部分でもですけど、全部が災害復旧でできるわけではございません。ある程度道路の石をどけて、通れるように原形復旧をして、再度、道路の被害が及ばないようにということで、ある程度法面も行いますが、ただ先ほど言いました150mの一番上までできるわけじゃないということですね。上のほうには先ほど言われましたように亀裂があったり、そういう部分もありますので、80億円プラスアルファ費用がかかるのではないかなというように、そのようなことから、先ほど議員が言われましたように、5月に地元の区長さん、牧野組合長さん、議員にも来ていただいて、まず説明会をいたしまして、ちょっと難しいんじゃないかというように結論にいたっているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そこまでの話は私も十分承知しております。であるならば、代替道をあの近くでどこか山に登るような道ができはしまいかと思っておりますが、課長には何かアイデアはありませんか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 代替道につきましてご質問にもございますが、なかなか現場につきましては安心して通れる道路とするための部分ということになりますと、現道が今もうそれで無理ということでございます。代替道路につきましては、今後、治山事業等によりまして、今の道路を一部通れるようにはなるんじゃないかということも県のほうからいくつか話を聞いていますので、そのあたりはある程度の復旧は可能ではないかと思えます。ただ、ミルクロードまで通り抜けられるような新たな道路ということになりますと、ご存じだと思いますが、一番傾斜がきつい部分もかなりありますので、阿蘇の地図を見ていただくと、狩尾地区が一番傾斜がきついわけですね。車帰から北外輪山鍋釣線にかけてが。そこに代替道路というのはちょっと現実的に、もし造るとしても莫大な費用と時間がかかるんじゃないかと。もともと狩尾幹線自体が農政事業でかなりの費用をかけて整備してありますので、今後、昔歩いて登っていた里道とか、そういう部分であれば歩いて登られる分はいいと思うんですけど、安心して車の通れる道路というのは現実的に非常に厳しいんじゃないかというふうに私は思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 私が代替案というか、今の狩尾幹線の西側に山の中腹までいっとる舗装道路があります。そこから一回跡ヶ瀬牧野組合が牛を追い放すための道路ということで造った道路があります。それは軽トラックぐらいは登る道路だったんですけど、土砂災害で今は通れんかなと、そこらへんの復活が考えられんかなという思いでおりますが、一回現地を見てください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 私も石あたりには道路がありはしないかという話を聞いて、ちょっと地図でいろいろ見てみたんですけど、よく分からない部分でございました。現実的にそういう道路があるのであれば、軽トラックが登るぐらいの道路は可能性はあるかと思えます。ただ、現実的に、実際そういう道路を造るにしましても、国立公園上の制限もございますし、どちらかという農政事業あたりの事業でやらないと、実際、山田あたりでも農用地整備公団が道路を入れて、もともと人間しか通れなかった道が軽トラぐらい登れる道あたりも造った事例がありますので、そういう部分は今後現場も見せていただいて、うちだけじゃなくて、経済部も含めて検討していくべき部分なのかなというふうには思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） ぜひ、一回道路整備はバラス道ですけどね、やっておりますので、そこを舗装するとか何とか工夫すればいけるんじゃないかなと思っておりますので、一度現地を一緒に見ましょう。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 一応現場調査のほうは私もさせていただきたいと思いますが、先ほど言いましたように、経済部とも相談していかないといけないので、私の一存では何とも言えませんが、また調整させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） それでは、次の質問に移ります。3 番目の阿蘇西小学校の復旧状況についてということですが、このことももう何回も聞かされております。本格的な災害査定を受けて設計をして、約 4 億円ぐらいかけて復旧するということですが、学校適正規模審議会の答申には、北中校区の小学校を一つに統合するという計画があります。その計画との兼ね合い、そしてまた地元の意見も聞いた上で、今の復旧についての考えが変わりませんか、そのことを聞きたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、阿蘇西小学校の地震による復旧の取組状況でございますけれども、校舎部分の 3 階建てのほうは耐震工事を行ってございましたので、一部亀裂等がありますが、補強工事をする事で利用可ということで判断を受けているところであります。これにつきましては、4 月 30 日に文部科学省からも職員を派遣していただいて、現地を見ていただき、利用可の判断を

受けているところであります。

それから、一番被害が大きかったのが、玄関からプールの真下、それから体育館の北側に掛けて地割れが走っております。こちらのほうが基礎からヒビが入っておりますので、やはり補強では十分な耐震にはならないということで、改築で検討しているところであります。現在、災害復旧工事の設計のほうを発注しているところで、10月末には設計書が完成する見込みですので、11月に災害査定を受けて、工事発注に取り組んでいきたいと思っております。現在、文部科学省の災害査定のほうが県庁で行われておりますけれども、各学校の被害金額の少ないほうから査定をやっていくということで、阿蘇西小学校につきましては、被害金額が大きいということで、11月にずれ込みそうでございます。その査定を受けてからということで考えております。特に工事発注につきましては、査定を受けた後に、工事発注しますとまた1カ月ぐらいかかりますので、12月以降しか発注ができないということを考えますと、なかなか年度内完成というのは非常に厳しいものと思われ、どのくらいの工期が取れるかということで、次年度、やっぱり1学期末、2学期のどの段階で完成するかというのは、工事業者が決定後に詳細に打ち合わせて、早期完成に向けて努力をしていきたいと思っております。

それから、旧阿蘇北中学校の統合校舎の建設についてのご質問については、大雨災害、それから地震災害等が、2回大きな災害が続きまして、やっと今年の4月1日で統合小学校、一の宮小学校が出来上がって、その段階でもう教育基金が耐震補強等、統合小学校で教育基金がもう底をついているような状況でございます。当分の間は災害復旧工事が最優先でございますので、建設につきましてはちょっと現状では時期が延びるというような状況になるかと思えます。よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） その中で、ぜひ聞きたいのはね、創造的復興と。もともと今ある学校を復旧するだけなら、ただの復旧ですよ。この際、どうせ将来統合する計画があるのだから、そこところは創造的復興というのは考えられませんか。もしそれを仮に4億円かけて復旧して、何年間そこにおって、次、何年後には統合小学校が出来ますよという、その計画が立ちますか。あったら教えてください。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 議員がおっしゃるお気持ちは分かるのでございますが、災害の補助事業の関係では、どうしても災害復旧は原形復旧ということになります。新しい統合学校とはまた制度が違う関係上、災害復旧であれば3分の2補助をいただきながら、それから嵩上げの補助金をいただければ、だいたい80から85ぐらいまで補助金がいただけるような形になるかと思えますけれども、統合小学校ということになりますと、これまでの統合小学校、統合中学校を建設してまいりました。やはり文科省の補助枠の制限がございまして、通常2分の1といいますけれども、総工事費に対してはやはり3分の1程度しか補助がならないということを考えます。1工事がやはり用地取得から地質調査、すべて考えますと30億円かかりますので、補助が10億円、自己資金が20億円ということになりますと、なかなか気持ちはあるんですけれども、やはり現実的には厳しい状況です。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） そこで提案です。合併特例債が約 20 億円ぐらい残っておるそうです。補助は 10 億円もらったら、30 億円でできはしませんか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 財源につきましては、ちょっと私のほうでは分かりかねますので。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。

合併特例債につきましては、今議員が言われましたとおり、今年度も含めて、あと 20 億円程度ぐらいです。これは平成 31 年度までしか使えません。議員のお話も一つの案ではあるんですが、やはり学校だけに合併特例債を全部使うということはもう極めて厳しいと思います。毎年毎年ローリングをしております、実施計画というのを作っております。その中で、建設課であります、道路、農政課の道路もありますし、ほかの部分もございます。もうそれで有に超えておりますので、なかなかその案については厳しいかなというふうに思います。教育課長が言いましたように、やはり基金を計画的に積み立てて、一の宮統合小学校の場合は 15 億円積みたてましたので、そこを目指して少しでもできるような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 申し上げます。質問案件につきましては、財政課長の答弁は求めておられません。それで、今、関連ということで認めましたけれども、今後はご遠慮いただきたいと思います。

五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 私は、わざわざ財政課長から答弁を求めたくはなかったんですけど、成り行き上そうになりました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋さん、それは分かりますけど、それを認めるとほかの方たちも全部認めなんごつなるけんですね。これでご遠慮ください。

○13 番（五嶋義行君） であるならば、見通しが立たんわけですよ。将来の統合小学校が何年先に旧北中校区ができるかということであるならば、主要な施策のところに、今後の課題として、統合小学校が云々ということを書かないほうがいいと。そして、地元の人にもこういう事情だから、あと 10 年先、15 年先になるかもしれないと。そのことを言っとかないと、尾ヶ石東部は先行統合をしたんですよ。複式が 2 クラスになったから、山田も同じ状況なんですよ。山田ももうすぐ統合があるかも知れんからということで頑張つと思うんですよ。そういうことも含めて、今からの地元に対しては話をしたほうがいいと思いますし、今までの市政報告会では常にそのことが話に出ていましたから、そのところをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご意見のとおりでございまして、私どもも山田小学校の保護者会のほうに出向いたときに、昨年もアンケートをしていただきながら、先行統合に



ついてもお話をしているところなんですけれども、確かに複式学級、現在 1 年・2 年、それから 3 年・4 年、複式になっております。小規模校の良さもありますので、それがいいという保護者に対して、やはり小規模校では難しいという保護者の、過半数を超えていないというような状況で、ただ統合小学校は目標に置いてはいますが、現状的にはかなり時間がかかるというご説明はしておりますので、ある程度保護者会の意向が固まれば、あるいは地域の意向が固まれば、やはり先行統合を考えていただかなくちゃならないというご説明はしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） ぜひそういう話はされたほうがいいと思います。なぜこれを言うかという、今年が尾ヶ石東部が阿蘇西と統合して、最初の運動会がありました。やはり 130 何人ですか、100 名以上のやっぱり団体活動ができるということは、非常に子どもたちも生き生きして、非常に楽しい運動会でした。また、議長と話をしたら、議長は今度は旧一の宮中校区の小学校が 400 人の運動会だったと、すごかったよという話を聞いておりますので、校長先生あたりも尾ヶ石の子どもが来て、阿蘇西の子どもが元気になったという話も聞いておりますので、先行統合は尾ヶ石の場合は間違いじゃなかったかなと思っております。以上です。答弁はいいです。

4 番目のミルクロード、二重の峠の通行について、57 号線が被災して通れなくなり、阿蘇に入る唯一の道路がこの道路であります。非常に朝晩はもちろん、一日中が渋滞して、特に通勤・通学時間帯、それと退社時間帯、5 時から 6 時、非常に渋滞が激しい状況ですが、これについて渋滞解消の何かアイデアがありますならばお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ミルクロード、二重の峠の件でございますが、一応こちらのルートにつきましては、国道 57 号の代替ルートとしまして、災害前は 4,400 台ぐらいの通行台数だったのが、国道の約 2 万台がプラスになっておりまして、5 倍以上の通行に増えているということで、慢性的な渋滞が生じておるところです。

渋滞解消につきましては、先般、市長及び市議会、それと誘致企業のほうが、まちづくり課が同行して、熊本県のほうに要望に行かれておりますし、国土交通省にもまた今度行かれるということで、7 つの項目について要望をされているというふうに聞いております。

それでは、ちょっと私の所管ではありませんが、情報ではいただいておりますので、一応メール配信やリアルタイムな情報をやってください。あと、2 番目がライブカメラの定点管理やナビゲーションへの情報提供と、3 番目に駐車スペースの増設や、迅速な事故対応のためのレッカー車の配備をお願いします。要望項目 4 については、道路側溝の布設やガードレールの設置をお願いします。5 番目に渋滞緩和や事故防止のため、二重の峠の四叉路の交差点改良及び通行時間帯を考慮した大型車等の時間制限の措置が取れないか。6 番目に冬季の積雪や凍結に関する防止策及び適切な措置をお願いします。7 番目に国道 57 号や J R 豊肥本線の復旧状況及び復旧時期の情報提供をお願いしますということが要望されております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） その中に私も大型、重量車の時間制限、やっぱり大型車があの坂に登るときには、時速 20 km ぐらいしか登っていけない。その後にはやっぱりずっと行列ができて渋滞が起きておりますので、朝 6 時半から 7 時半までぐらいの間は、もう大型車通行を制限するとか、それともう一つ、交差点の改良もですけど、一旦停止の付け替えをしたら、二重の峠のところの交差点の一旦停止を付け替える場所を変えるんですよ。そしたら、簡単にできはせんかなと思いますが、一応そのこともありましたので。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 今回の要望につきまして、一応県のほうからある程度は、まちづくり課のほうも聞いておまして、私どものほうもその内容を聞いておりますが、大型車の通行時間制限につきましては、本来、通行制限というのは警察の権限であるということなことで、なかなか道路管理者、熊本県及び国交省では難しいということでございます。道路は自由通行が原則であり、唯一の迂回路としての同ルートが案内されており、延長も長く、近くに更に迂回路もないことから、まず難しいと思われますと、制限はですね。なお、渋滞の大きな原因であります大型車の通行や車両整備等については、県からトラック協会等利用者団体へ今後も要請を行っていくというふうに考えておりますということです。

それと、交差点につきましては、県と国交省と警察のほうで具体的にちょっと協議を行っておりまして、左折レーンを作るであるとか、一旦停止を変えとか、はたまた交差点の形状を変えとか、そういう部分も含めて、今具体的な検討を行っている聞いております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） もう 5 カ月ですよ。もう通り始めて、こんな話が出て来だして、どんどんどんどん出てきて、もう県が管理する、国交省が直接やるとかいう話をしながら、まだいっちょんでけとらん。駐車スペースもまだでけとらん。ようやくトイレが出来ただけですよ。もうちょっと厳しくやっぱり言うてやらんと、この冬までに何の対策もなしに、大雪が降って通れんごとなったりする可能性は十分あると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 雪につきましては、先般、新聞にも載っていましたが、除雪の費用あたりも今回計上されているということで、かなり力を入れるというふうに聞いております。

あと、なかなか時間がかかっている点につきましては、先ほど言いましたように、権限が銘銘違うというか、管理者が県で、規制をするところが警察で、はたまたその迂回路として利用しているところが国でというふうなところで、なかなかそういう部分ではうまく具合回っていないところもあると思いますが、今現在、協議会をつくりながら適宜対応しているということです。今後そのあたりは強く要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） ぜひそのように、通常ならば管轄が違うとかいうことはあるけど、これは非常事態ですから、よろしくお願いします。

次の質問は、黒川本線・支線の河道掘削についてということで、火山灰の堆積と地震の崩落によって、その土砂が川に流れ込んで、非常に支線・本線とも川底が上がっております。やはり一度、今年の6月もかなり降りましたが、あれは時々止んだからよかったんです。あれがもう2時間降っとれば、平成24年のような水害にまたなったかなという思いがしておりますので、河道掘削の計画がありますならば教えてください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 今回の地震及びその後の梅雨前線豪雨によりまして、黒川及び支線にもかなり土砂堆積が見られております。ほぼ支線あたりにつきましても、管理者において埋塞地点あたりは、市の部分は市でも行っておりますし、県につきましても今要望いたしております。振興局土木部に確認しましたところ、緊急を要する箇所については、大正橋の上でありますとか、ああいうところについては既に掘削が完了しているということで、それ以外の県管理河川においては、緊急的にやる部分も含めて、まだ施工箇所を今選定しているということでございます。現在、予算も未配分でありますので、配分後、掘削工事を次の出水期前には実施をしていくということをお聞きしておるところです。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） この際、今、黒川の発電所が動いておりませんので、ダムの手はいつも開けっ放しです。開けっ放しなのに、もう車帰の橋の側あたりにきたら、もう水はよどんでおりますので、この際、流れがよくなるように要望して、掘削をできるようにどうかお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 先ほど言いましたように、市の管理河川につきましても、乙姫川でありますとか、もう埋塞しているようなところは災害復旧事業でもやるようにしております。県のほうにつきまして、どの部分を災害でやるのか、どの部分は単独でやるのか、ちょっと細かな部分はまだ県も選定中だと思いますので、なるべく早くやれるように、再度要望はしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） お願いいたします。

次の質問に移ります。広域農道についてであります。河陰阿蘇線までは何とか整備ができて、立派な道になったんですが、今度の地震でぐちゃぐちゃになりました。これは災害復旧でできるとして、河陰阿蘇線から菊池赤水線、その進捗状況と、最初の話は菊池赤水線から下野のほうの国道につなぐような計画もありました。そのことは今どういうふうになったのか、分かる範囲でお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

河陰阿蘇線から先の話についてですが、その前に阿蘇西小学校前の農免道路につきましては、今回、県営事業の中で一緒に工事をしていただくということになりましたのでご報告申し上げます。

それから、その河陰阿蘇線から先ですけど、交差点につきましては、ようやく工事を本年度から行うということで、その先につきましては市議にも推進員となっただきまして、今、もうそれぞれ同意取付けまでの設計を見直しを行い、その計画をこれから地権者の方に提示して、同意をいただくということですけど、今回の路線につきましては、やっぱり新規ということでございますので、全員の同意がなければ工事に着工できませんので、集団調印ということにさせていただいて、事業をやっていきたいと。今の状況では、あと1名だけ、どうにか交渉すればできるかなというふうなことで思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そのことは分かっておるんですが、忙しいでしょうけど、今やるかという時期があるんです。ですから、できるだけ早く、もう恐れることはないですよ。早く行って相談して、もうお願いするしかないから、お願いをして、早く菊池赤水線までは通す。そして、それから先はどうするかを今のうちに協議をしとったほうがいいんじゃないかと思っておりますが、それから先はまだ建設課の分ですか。まず、農政課から。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 市議が言われますとおり、これは第2期工事のほうでやっていますので、どうしても平成31年の3月までに完了しなければならないということがございます。そういうことで、本年中に調印をしたいということで頑張っていきたいと思います。また、国道57号の北側ルートが出来たということで、またやっぱりこの道が重要視されるというふうな、地域もそういうふうには思っておりますので、地域の方々の協力も得ながらやっていきたいと思っています。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 議員のご質問にありました菊池赤水線から南阿蘇間のバイパスの件でございますが、現在、具体的なバイパス等の計画はございません。過去に幹線道路の全体計画の際に、広域農道でやるか、市の市道としてやるかも含めまして検討を行いました。が、先のほうの南阿蘇村との協議や、造っていったどこに出すかという問題、要はJRを横断する問題、国道に取り付ける問題等、いろいろ問題がございまして、あとは広域農道事業ではやれないという結論が出てきましたので、まず市でそこまで壮大な計画ができるかという部分も含めまして、その時点ではちょっと具体的な計画にはならなかったというような事情がございます。その当時、地域高規格道路の車帰トンネルが出来まして、車帰にインターチェンジが出来て、その車をどこに出すかという問題もあって、結構検討して、なかなか考えていたんですけど、今回、幸いとは言えないんですけども、地震によりまして、北側ルートが出来て、具体的に車帰インターチェンジが出来る。極端に言うと、菊池赤水線からの逃げ道が出来るとい、ルートが出来た関係で逆にバイパスの意味合いというか、熊本方面に抜けられる方については、非常によくなってきたんじゃないかと思っておりますので、今後そのあたりの北側ルートの状況を見ながら、後々の計画は考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 建設課長、いいです。

次のところに移ります。最後の被災農地の総合的復興ということです。これは今、災害復旧でどうしても受益者負担分があるということで、創造的復興というならば、受益者負担ないぐらい国にお願いしたらどうかという質問なんです。なぜならば、農地は個人の財産とか言うけど、昔のように親から子へ、子や孫に伝えるような、今、農地の形じゃなくて、やはり国民の食糧を守るのが、生産するのが農地という感覚の、国のもう財産なんです。ですから、そこのところは国に本当に粘り強く、もう全部支援してもらおうような交渉ができませんかという質問です。答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） ただ今の質問ですけど、今回の災害において、全体的に農業負担が多いということで、それはもう当初から国・県に要望はしておるところでございます。今、現実、創造的復興ということで工事をやるわけですけど、最終的にエリアがまだ今からもう少し詰めていくということで、工事費もどのくらい農家負担がかかるか分かりません。引き続き、もちろん行いますが、基本的には県営事業でやれば全体の市の負担の中で、県もその2分の1負担できるという部分があります。これははっきりまだ県のほうからいただいておりますけど、そういった部分を努力しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） もう分かっております。分かっておりますから、本当にもう粘り強く、もうこっちが要望するしかないと思いますので、どうか一緒に要望して、農家の負担がないようにお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君の一般質問が終了しました。

続きまして、4 番、谷崎利浩君の一般質問を許します。

五嶋義行君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。通告書に従い、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

今回は質問も多いので、ストレートに聞いて、あっさりやっつけようと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、1 番目の震災時の情報対応ですけれども、(1) 阿蘇地区に防災無線が流れなかった理由とあります。昨日、坊中の公民館のほうで内牧支所から放送が流れていました。テスト放送ですね。考えてみると、そのテスト放送は公民館の放送も震災後しばらくしてからやっと聞いたなということでございまして、震災当日は公民館の放送も防災無線も鳴らなかったような記憶がします。いろんな方に聞かれても、流れていなかったんじゃないかということをよく聞きます。更にそのことによって、震災当日は区長さんも住民もどうしていいか分からずに、途方に暮れていた方もおられますし、阿蘇小学校もその当時は避難所指定がされておりました。それで、阿蘇小学校に水の配給車が来たんですが、住民の方が誰も知らないという状況でございましたので、私がいち早く分かった関係もありまして、各区長さん、

近所の5人か6人ぐらいの区長さんに、消防団にお願いして、給水車が来たことを伝達してくださいということをお願いして、各区長さんが消防団を通して給水車が阿蘇小学校に来たことを伝えていただきました。そういうことで、非常に情報が来ませんでした。各区長さんが後日、物資についても避難所に、阿蘇小学校ですけれども、もらいに行ったときに、くれなかったとかいうトラブルもありました。そういった中で、情報というのは非常に震災時、重要でありましたけれども、今回、阿蘇町に防災無線が流れなかったその理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今のご質問、震災が発生した当時、旧阿蘇町の地区には防災無線が流れなかったのではないかと、そういったご質問であります。昨日の総務常任委員会の委員長の報告の中にもありましたように、操作の手順としては、正しく本庁から波野、一の宮、阿蘇町を含めて、正しく発信をしております。これにつきましては、後日、防災無線の防災行政無線業務日誌、これを取り寄せた上で詳細を確認しております。ただ、一つだけ不安材料があります。旧一の宮、旧波野、旧町村時代から無線のメーカーはNECさんでありました。旧阿蘇町につきましては、平成4年に沖電気工業により整備をされております。合併後、やっぱり全市一斉に放送する機会もあるかなということで、平成23年に操作卓を導入いたしまして、本庁からの放送が全市一斉に流れるように、そういった対応を取っております。ただ、しかしながら、防災無線の機器のメーカーが違う関係で、一の宮の本庁舎と内牧とをつなぐ回線、これはどうしてもNTTの有線、専用回線でないと接続ができない、そういった状況にありましたので、考えられるのは、地震の揺れによってNTTの回線が不安定になった、それが一つ考えられるところであります。ただ1箇所だけ、元黒川地区の公民館敷地、ここは従来、旧阿蘇町において防災行政無線の子局が整備がされておりました。しかし、やっぱり住宅が増えるとか、そういった事情で一部聞こえない地域があるということで、簡易的に公民館に防災無線の子機を置いて、子機から通常の放送のほうに接続をしておりましたので、そこについては停電があっておりましたので、確かに流れておりません。通常、防災行政無線でありますので、停電しても2日、若しくは3日、放送の頻度にはよりますけれども、2日、2日は確実に情報が流れる、そういった体制であります。先ほど議員がおっしゃいました情報を得たので、地域の区長さんに伝えた、消防団に伝えた、それがまさしく地域の防災力じゃないかなと思います。大きな災害になればなるほど、情報は行き届きません。どうするか、もう後は自分で自分の身を守る自助、自分でできないことは地域でやる公助、そのへんを今後また強く区長さん方にも訴えてまいりたい、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 区長も入れた自主防災組織については、また今度しますけれども、やはり情報が伝わらなかったということが市役所のほうでも把握できていなかった。2日目か3日目か、総務部長とお話したときに、防災無線が鳴っていないですよという話をしたときに、総務部長も知らなかったみたいなんですけれども、そこで情報のフィードバックとい

うのがどういうふうに設定されていたか、どういうふうになっていたかご質問します。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 夜中の真っ暗な中での思いも寄らない大きな地震、非常に皆さん混乱をされております。職員も家族の存在をも顧みず詰めかけた者も実際います。そのような中で、行政としましてはまず防災行政無線を鳴らした。今、フィードバックというような話がありましたが、平成 24 年の水害以降、今朝も警報がかかりました。やがて台風も来ますが、そのとき随時、防災無線で流す、お知らせ端末で流す、そして電話で、今警報がかかりました、大丈夫ですか、何かあったらもう早めに逃げてください、そういったことを電話で取っております。ただ、この地震のときには停電もしとったし、庁舎の中も足を踏み入れられない、ガラスが散乱しておる、真っ暗、そういった状況でもありました。地震のとき、当初の混乱と初動体制に追われて、フィードバックができなかった。これにつきましては、今後、将来的には現在のアナログ式の無線、将来的にはデジタル化がなされます。その中でフィードバックですかね、どのようなことができるか協議をしながら、当然、多額の費用もかかりますので、一番良い方向に持っていきたい、そういうふうに思います。ただ、時期的にはもうちょっと先になる、そういうふうにご認識をお願いします。今後また台風が来たときにも、台風の際は全区長に待機班から連絡を行いますし、雨が降る、山際の地区が危ない、そういったときにはきちっと区長さん方にも連絡を取っております。ただ、このときだけやむを得ずできなかった、やろうと思ってもできなかった、そこだけのご認識をお願いしたい、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） じゃあフィードバックの体制はもともとできていたということでしょうか。今回みたいな未曾有の災害のときに、何が起こるか分からない。そこで臨機応変に動かんといかんというところもございしますが、3 番目の区長からの情報収集がなかったということが、非常に何人かの区長から訴えがっておりますが、区長さんは百何十人おられます。そういう中でいちいち電話しても、非常に大変な話だとは思いますが、一般市民からも電話がありますので、区長さんと一般市民を分けるとか、区長の代表に連絡を取るとか、そういったことでの情報のフィードバックもできるし、情報伝達もできると思うんですが、その体制をつくったらいかがかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） どのような災害を想定するかによって変わってくるかと思います。今回のように停電をしてしまうと、今もう携帯電話しかないのが実状です。携帯についても途中でまったく、呼び出して途中で切れてしまう、そういった情報もありましたので、やっぱりもう人が来てもらうとか、職員を派遣すること、それはまず不可能でありますので、そういった形で対応するしかないのかな、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 内容としては、区長さん全員が来ても混乱するだろうから、区長さんの代表とか、あるいは公民館長とか、これは自主防災組織のつくり方に関わってくると思

うんですけれども、何とかして市役所と連絡を取るという方法をつくり出していただきたいと思います。電話については、区長さんも電話しようと思われたみたいなんですけれども、電池がすぐ切れるので、停電ですから、それがなかなかかわなくて、ある区長さんは一日丸々電話がつかない方もおられましたので、電源の確保というものの一つの重要な問題になります。医療センターのほうに、ある区長さんが充電させてくれとお願いしたときに、医療用ですのでできませんということで断られたということもありました。ですから、区長さんだけは特別、充電ができるようにしないと、地域住民の情報が市に伝わらなくなりますので、そこらあたりは配慮をお願いしたいんですけれども、何らかの充電の方法、そういったのも確立していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 区長さん方の重要性、十分わかります。ただ、しかしながら、区長さんも重要、消防団も重要、別の役員さん方も重要、そういった方々が例えば医療センターに一気に押し寄せる。医療センターの本来の業務は何なのか、やっぱり近々の命を救う、ケガされた方を助ける、それが第一になってきますので、そちらと一緒にになってしまう非常に混乱します。そういった関係で医療センターとしても、今後また大きな余震も、どんな余震が来るか分からない、そういった状況の中での対応だったというふうに私は認識をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） いや、私が言っているのは、医療センターが対応しなかったから悪かったと言っているわけじゃないじゃないですか。そういったことがありましたので、電源の確保というのを考えたほうがいいということを言っているわけで、その対策を考えくださいということです。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 失礼しました。各電話メーカーさんのほうからこういった大きな地震の際には、やっぱりすぐ飛んで来られて、携帯電話、今非常に必要なものになっておりますので、そういった充電設備も設置をしていただくようにしております。ただ、本体の電源が来ないことにはなかなか難しい。例えば発電機でやったとしても、容量は限られますし、本来、発電機として携帯を充電する前に、やっぱり使う必要な部分も出てきますので、そのような優先順位をした上で臨機応変な対応、災害の大きさ、現状に応じて対応を進めていく、それしかないかなというふうに考えます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 前震があった後に、課長のところにはいろんな方が不安になっているから、地震に対する備えをしてくださいというのは言いに行きましたよね。そのときに電池の充電、携帯の充電とか、できるならガソリン、お風呂の水、そういったのを伝えていただきたいということを申し上げましたけれども、住民を不安にさせるという理由と、もう一つは余震も収まりそうだからということで、それはしていただけなかったんですが、その夜、本震が来たということで、やっぱり充電とかガソリンとか、備えていけばよかったなと



思うんです、そこで停電が起きました。停電が起きて火災は今回はあまり幸いなかったから、うちも家から出るときに年寄りを連れてなので、かなり家から出るのに時間がかかりました。これで火災があつたら、ひょっとしたら遅れたかなというところもあります。そういった大変な中で、情報を取るのに停電がありましたので、お知らせ端末が全く意味をなしませんでした。お知らせ端末導入のときにタブレットにして充電式にしたかどうかという話もあったそうですが、今後、お知らせ端末は使えなかった、防災無線は鳴らなかった、防災無線は20億円ぐらいかかる、お知らせ端末も何億か使ってきた、そういう中で何らかの災害時に対応できる形を、低予算でできることを考えないといけないと思うんですけれども、何か案があれば発表をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 確かに停電したときには電気機器でありますので、お知らせ端末は使えませんでした。しかしながら、電気が復旧した後、非常に有益であったと、そういうふうに思います。ほかの被災自治体、また大きな被害があつたところについても、なかなか防災行政無線が行き届いていなかった、そういったところもあった中で、後でボタンを押せば聞き直すことができる、あらゆる情報が入ってくる、九州北部豪雨災害でも一部断線したところもありましたけれども、非常に有益だった。確かに電気がないと非常に苦しい場面もありますけれども、今後の策といたしましては、6月1日から「知らせますケン2」ということで、広報「あそ」の6月号、7月号、8月号に連続して3回載せております。これはどういったものかといいますと、登録すると自分の携帯にお知らせ端末で流れる情報がそのまま入ってくる、そういった内容になっております。議員さん方もぜひ近くの方に宣伝をしていただくと非常に助かるかというふうに思っております。そうすることによって、例えばご年輩の方がスマートフォンを持たない、そういった人たちも東京におっても大阪におっても、子どもさん方が登録さえしておくで情報が入ってくる、我が家のじいちゃんばあちゃんに電話して、こういった情報が入ってるけど大丈夫か、そういったこともできるようになりますので、有益に使ってまいりたいというふうに思っております。お知らせ端末自体がもとが電話機を改良しております。通常であれば防災無線のように電池を入れて対応するのが一番いいんですけれども、電話機でそういった機種は当時ありませんでしたので、今回のようなことになってきました。タブレットあたりも考えられるところではあります。今後、タブレットを導入することになると、やっぱり相当額の費用もかかってくる。ご年輩の方、なかなか手慣れないということもありますし、通信費用についても相当かかってきますので、タブレットの導入あたりについてはまた今後の課題、そういうふうになってきます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今、お知らせ端末と防災無線が併用みたいな形になっていきますので、恐らく防災無線もスイッチ入れてない方もたくさんおられるんじゃないかと思います。そういったところの点検、呼びかけもよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 重要な情報伝達の手段としては、先ほどから話題に出ておりま

す防災行政無線、そしてお知らせ端末、今回6月1日以降に導入いたしました知らせますケン2、そして安全・安心メール、そしてホームページ、フェイスブックという6のパターンでやっております。6出したからといって確実とは言えませんが、出来るだけ多くの手段で出して、多くの人に災害等であればそういった状況を知っていただく、そういったふうに今後も努めてまいります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、2番目の夢の湯の年間パスポート券の導入についてに移ります。私も夢の湯の審議会にしまして、答申をまとめる時の一員でございましたけれども、なかなか合議制ですので、いろんな意見が出ます。いろんな意見が聞けるところはいいことなんですけれども、一人の人の判断ではなくて、合議制で決めないといけません。それで、1年目は答申が見送りになって、2年目に突入して、何とか意見書ができたわけですが、その中で後々住民の話とか聞く中で不備もあるような話も聞きます。そういったところで、まずその対処として、年間パス券導入ということを入れたらいいんじゃないかということを提案しているんですが、委員会でも一つ答弁をいただきましたので、結論はだいたい分かりますけれども、もう一回確認としてお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の夢の湯の年間パスポート券の導入につきましてご説明をさせていただきます。本件につきましては、平成26年7月に議員のほうも検討委員会の委員さんということで関わっていただいておりますけれども、委員会を立ち上げまして、平成27年11月までの期間に4回ほど会議をもたせていただいております。今回、夢の湯の施設の将来的な維持を図っていく上で、基本的な3つの事項につきまして意見をいただいているところでございます。今回、夢の湯の年間パスポート券の導入ということでございますけれども、施設の利用料金につきまして、主にご意見をいただきまして、今回3月の定例議会のほうで料金の改定の一部改正、それから今回の定例会によりまして、減免の措置といったところでやっております。新たな取組みといたしまして、パスポートの導入についてご意見をいただいているところでございますけれども、今後、使用料の改定によります今後の経営でございませうとか、利用状況等を、そういう状況を観察しながら、場合によっては利用者によりますアンケートを実施したりとか、部分を広く利用者の方からご意見をいただいた中で、改めてそういう時期に来ましたならば、改めて事業検討委員会を設置いたしまして、市民の方々をはじめといたしまして、利用者の方々に施設をより良く利用していただくような、そういう環境づくりのために協議を今後進めていくという形で考えております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 何か委員会のときよりも後退したような感じがするんですけど、答弁が。年間パス券というのはアゼリアがやっていますが、2万4,000円ぐらいですかね、アゼリアのほうは5,000万円市から補助を入れております。にも拘わらず年間パス券を入れて、市民から見るとあつちは年間パス券入れて安い、夢の湯は高い、何で200円が400円になったかと、そういうふうな見た目の評価としては非常に夢の湯の評価は低くなっております。

夢の湯もやはり同じ市の施設ですので、同じような条件で運営しなければならないと、そうでないと不公平だと思います。更に、もともと料金というのは、阿蘇市が 200 円、一般の方、阿蘇市外の方が 400 円と設定したけれども、ほとんどの人が 200 円に入っているんじゃないかと。阿蘇市以外の方が 200 円の阿蘇市内のボタンを押して入っている関係上、90%以上が阿蘇市内の市民が利用しているような統計になっているという、その問題点からまず来ているんですよね、赤字の問題もありましたけれども。それを解消するために、まず 400 円の統一料金にして、そして地元の方にはなるべく安く入ってもらうために 11 枚の綴りを 15 枚に換えてもらったりとかしたんですけれども、その 15 枚が 1 回が 4,000 円ということで、非常に年金生活者にとっては高い、1 回で買う 4,000 円は非常に苦しいということで、それを半分にして 2,000 円ずつぐらいにできないか、あるいはもうしも年間パス券がある、アゼリアもあるということです、それを入れて同じ立場に立てないかということで意見が出ております。安くなる意見だったら、わざわざアンケートを採らなくても皆さん賛成しますので、アンケートを採って長く時間をおいて検討する必要はないと思いますので、早急に対応をお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご意見でございますけれども、まず夢の湯自体の経営の安定化を図るという前提のもとに、まずは今回、利用料金の改定ということで踏み込ませていただいたところでございます。これは第一弾というふうなことでございます。今いただいております経営検討会の意見書の中の部分でもうたわれております。まずは経営の安定化を図るというところからまず実行させていただいておりますので、ご意見のように、アゼリア、そういった部分のパスポート券の利用状況でございますとか、部分も当然想定はしておりますけれども、今後、経営の部分がある程度安定したならば、次のステップということで、そういったサービスの部分も考慮しながら検討委員会のほうで十分審議して、定期的にそういった声が多くございますならば、また、検討委員会のほうを早急に設置いたしまして、再度議論等を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 震災がありました、緊急時で無料化はしていただきました。いきなり今度は値上げになっております。非常に住民としては戸惑っております。タイミングとしては今でしょうというタイミングなんですけど、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） おっしゃるように、条例の一部改正をご承認いただきまして、直後、震災というふうなことで、大きな被害に見舞われたわけでございます。当然、市民の方も無料開放期間ということで、5 月末まで設けさせていただきました。施設の目的にもやはりそういった市民の方々のその福祉の向上といったものも目的にしておりますので、そのへんも考慮しながら、まずは無料開放後の利用状況、またその収入の具合を図りながら、早い時期に検討委員会の再設置を図ってまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 福祉ということで、お年寄りが楽しみにして利用されて、それで健康増進されれば、また阿蘇市にとっても喜ばしいことだと思いますので、福祉課、ほけん課とも協議して、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移ります。公共交通機関の観点から J R 代替バスについてということに移ります。これは私も子どもがおりまして、子どもの通学に非常に苦勞しております。先日、県庁のほうにまで行きまして、代替バスのお願ひもし、夏休みとか土曜日の運行にまではしていただきました。関係者とか、あるいは県の教育委員会、私学局の方々には非常にお世話になりまして、この場で感謝を申し上げたいと思いますけれども、その中で 2、3 点まだ解決していない問題もあります。例えば、ちょうど県庁に行ったときには月曜日でございました。月曜日に保護者の方、特にお母さん方に呼びかけたんですけれども、土曜日・日曜日にかけて、子どもは 1 人ではありませんので、大津まで行かなん、熊本まで行かなん。それで、子どもを送って、高校生を送って、中学生を送って、いろいろしていると 1 日中、熊本におったり、大津におったりを繰り返さんといかん。土・日、1 日中、そういった部活の送り迎えばかりしているので、どうしてもシフトは月曜日になります。月曜、ウィークデイにシフトが重なりますので、県庁まで行きたいけど時間が取れない。パートとして、ちょうど月曜日でしたので、そのときはとても休みが取れないという方がほとんどでした。何十人か声をかけたんですけどね。それで、行かれたのは数名だったんですけれども、そういう中で非常に、月曜日から保護者の方は疲れておられます。そういった関係で何とかせんといかんと思うんですが、公共交通機関として、やはり元通りに戻すのが基本だと思いますが、元通りに戻せないにしても、同じあった便で何らかの間引きしながら、ある程度のところは揃えないといけないと思います。県の教育委員会とか J R さんが予算を出して、県が予算を出す中で、運行はできましたが、まだ問題点が残っておりますので、それを 1 番、2 番、3 番、全部併せて解決に向けて質問していきたいと思います。

まずは、計の 10 路線ということですが、市の環状線、そういったのに対して、5,000 万円、6,000 万円、予算が付けてありますが、濃淡というのはあると思いますけれども、このところを詳しく説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

公共交通機関ということですので、代替バスとはちょっと切り離してお答えをさせていただきます。金曜日の議会の中で私は 14 系統 10 路線と申し上げましたが、最新の 8 月の数字では、今 9 路線になっております。産交のほうは 9 月、10 月の決算の関係でそういうふうになっています。それと、系統数につきましては、停留所が廃止になったり、動いたりした場合、系統数が増えたり減ったりしますので、これはもう結構変わります。現時点では 9 路線です。9 路線の中で、一番多いのは環状線ですね。阿蘇駅、内牧、宮地駅、そしてまた阿蘇駅に戻るという、この部分が 17 便あります。約 3 万人が利用されていると。次に多いのが阿蘇杖立線ですね。これは阿蘇駅から内牧を通して小国、杖立に行く、これが 2 万 2,000 人ぐらい、12 便あります。次に内牧線ですね。これは阿蘇駅から内牧駅を通る、これ

が 25 便あります。これが 1 万 6,000 人ぐらいですね。全体で 9 路線の中で 73 便、現在運行しておりまして、利用者数は 8 万人弱というような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） それで、今課題になっているのが、そういったバスを運行するに当たって、窓口はどこかとか、あるいは阿蘇市はどうするのか。特に県に行ったときは、県は 5,000 万円出しました、1 億円予算を付けました、阿蘇市はどうするんですかということをよく問われます。そこで、阿蘇市としてどうするかといったときに、一つの方法として、隙間の日曜日に便を出す、それに予算を付けるとか、昼間に便を出すときに予算を付ける、そういった方法もあります。しかし、予算を付けるとなると、またこれは大変な話になります。予算を付けてやっていただければ幸いなんですけれども、予算を付けずに、この 6,000 万円既に出している産交の阿蘇市環状線のバスを 1 周が恐らく阿蘇市を 1 周する距離と、大津まで行く距離はあまり変わらないと思いますので、どれかを間引きして日曜日 1、2 便出す、昼間 1 便出す、そういった方法で、臨時ですから、災害の緊急時ですので、そういった対応をしたらどうかと思うんですけれども、そういった構想をどう考えますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 質問の中では、阿蘇駅からの大津までの距離、基本的には宮地駅から大津駅まで約 30 km、環状線の一番短いので 22 km あります。私が冒頭申し上げましたとおり、線バスの運行と J R 代替バスの運行については、切り離して考えるべきというふうに思っておりますので、路線バスの間引きをして、その分を大津に走らせるとか、そういうことは一切考えておりません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） でも、緊急時ですから考えた方がいいと思います。何でかという、私のところも中学校 3 年生がおりますが、今、塾に行っております。高校 3 年の娘がおります。熊本まで行っております。日曜日でも学校があっております。5 回、大津まで行かないといけないです。行かないといけないときはですね。大学の娘が帰ってきて送るのもあります。そうすると、5 回、日曜日、大津まで行かないといけない。それに対して、やっぱり多くの方々が大津に住んだほうがいいんじゃないかということで、大津に移って、お父さんだけがこちらに通って来ている家庭もいますし、家族ごと合志に移った方もいます。そういう形で、非常に新しい次の世代を担う子どもだけじゃなくて、その親が移っていくような状況が今生まれておりますので、それはやっぱり考えたほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、もう一度、やはり 3 月からどうなるか分からないというところもありますので、ちょっと考えてみたらいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 先ほども申し上げましたとおり、路線バスとしての間引きといえますか、その運行は考えておりませんが、J R の代替バス、その要望活動と窓口、そういうところも含めまして、今、教育部のほうで動いておりますので、教育部長のほうから答弁をさせます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件ですが、財政課長が申しましたように、代替バスにつきましては、現在、教育課のほうを窓口として、県の教育委員会、私学課のほうと協議を行っておりますが、阿蘇市としましては、あくまでも現在この代替バスにつきましては、ＪＲの公共交通機関としての責務というふうに考えております。利用される方々のご意見・ご要望については、これまでも県のほうにいろいろ要望してきたところでございます。赤水の問題であったり、駐輪場の問題、土・日の問題も含めて、議員がおっしゃった部分も含めて、県と協議を行っております。

今後につきましても、保護者や利用者、それから現在は議員もおっしゃいましたが、通学連絡協議会等の設置がされており、そういった方々の意見につきましても県のほうにつながるとともに、強く要望していきたいという具合に考えております。

それから、現在、教育課のほうに、当然、設置されました協議会あたりを含めまして、通常は平日運行だけでございましたのを、要望活動あたりの中で、土曜日が運行されたということで、日曜日については臨時的な部分だけで、現在は運行されておられません。土曜日の運行の本数についても、ものすごく数が少ないというふうな部分がございます。これにつきましては、当然のことながら予算も絡むということで、県のほうも補助金をＪＲと折半というふうな形でやっておる関係で、県のほうも厳しい財政事情だとは思いますが、先ほども言いましたように、ＪＲの責務というふうな部分での認識でおります関係上、要望という部分につきましては、今後も含めて県に対して強くつないでいくとともに、要望活動は行っていきたいという具合に考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○４番（谷崎利浩君） 時間が迫っていますのであれですけども、県はやっている、市はどうするのかという問いかけがあります。市としても、１便、１日出せば、７、８万円、月に４回出せば４、５０万円、年間数百万円でできますので、私は市単独でも日曜日出して、市もやっているんだという姿勢を県に見せたほうがいいと思います。そういうところで市もぜひ取り組んでやっていただきたいと思います。

それで、時間がありませんので、４番目のいこいの村現状とはな阿蘇美の現状について質問いたします。管理運営委員会、先ほど、先日、全員協議会でいこいの村の件については、管理運営委員会がされる話し合いをするということでしたが、この管理運営委員会はどなたたちが入っていますでしょうか。分かる範囲でお答えください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） それでは、お答えいたします。

いこいの村に係ります管理運営検討委員会で協議を進めるというふうなことで、昨日の全員協議会のほうでご説明させていただきました。ご質問の委員会の構成委員というふうなことでございますけれども、民間の方がお二人でございます。それから市執行部のほうから数名の職員が加わりまして組織をいたしてございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 私の調べでは、今度、はな阿蘇美の件ですが、平成25年度分が先ほどの議会のあれで言いましたように、平成25年度分が翌26年6月4日に入金されています。だから、5月31日すらも越えている状況であります。平成26年度分も27年5月28日ということで、27年度分はまだ未納であります。そういう形で毎回毎回、3月31日を越えて納付がされております。これに対して延滞金とかは生じないんでしょうか。どういうふうになっていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今回、アグリスクエアのはな阿蘇美の基本納付金のご質問でございます。こちらのほうは議員がおっしゃるように、平成25年度の納入期限の遅延、それから27年度の分についてはまだ未納というふうなところでございます。これに关します延滞金というふうなことでございますけれども、基本納付金につきましては、はな阿蘇美施設の包括協定書に基づきまして、各年度の納付額を取り決めを行いまして、納付していただくというふうな条項を設けさせていただいております。議員ご質問のとおり、延滞金の条項でございますとか、具体的な納期限といったものを定めてございません。以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 協定書を私も委員会の中で読ませていただきましたけれども、非常に抜けがある協定書ですので、ぜひそこは協定書を書き直すか、協議し直していただきたい。期限だけはきちんとしていただきたいと思います。そもそも指定管理をはな阿蘇美で公募したときに、応募した企業が何社かあったと思いますが、応募した企業でなく、期限切れに申し込んだ中山氏に決まったという話を聞きましたけれども、それは本当でしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今回、平成24年4月1日から来年3月までの5年間の指定管理期間というふうなことで、第3期にあたる指定管理制度に入っております。従いまして、24年の今回の指定管理につきましては、平成23年に広く指定管理者の公募をやっております。ご質問のように、指定管理の公募期間を越えて、申請書類等を提出されたというふうな部分については、なかったというふうなことで考えております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 昔、いこいの村を管理されていた方々から聞いた話と、課長の答弁と、食い違いますので、それについて何か証明できる内容とかはございますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。当時の平成24年の分からの公募につきましては、所管課のほうで公募に必要な申請書類を受付けをいたしまして、それを選定委員会に上げるというふうな手順を踏みまして、最終的に選定委員会のほうで選定されたというふうな流れかと思ひます。申請書類の受付けを当課でやっておりますけれども、その際については受付の印をお渡しして、押印いたしまして、その分を写しを指定管理者申請者のほうにお返しするというふうな作業で、事務処理であったかというふうなことで記憶をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今はもう次の指定管理の公募があっていると思うんですけど、応募は何件か来ていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今月末までが公募期間でございますけれども、現在、申請のほうはあってございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 時間が来ました。もう時間でしょう。ですので、私の一般質問はもうここで終わりたいと思います。継続して、いろんな議員が質問されると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君の一般質問が終了しました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。休憩時間は短くなりますけれども、11時35分から再開いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○7番（市原 正君） 7番議員、市原でございます。通告に従いまして、今日、午前中、最後の質問をします、端的なる答弁を求めておきます。

まず、震災についての反省点、5カ月経ちましたので、そろそろ今議会からこの対応等について反省すべき項目を少しずつ入れていって、今後こういった災害が起こったときの対応というか、そういったものにしたいというふうに考えておりますので、少しずつ反省点、あるいは市の職員の皆さんが困ったこと、そういったことも今回聞いていきたいと思います。

まず、避難所について、私が今回いろんなことを聞く中で、一番これが事実かどうか分かりませんので、今後について、総務課長に聞きますが、一番驚いたのは、避難所で市民の方が職員におにぎりを投げたと、あるいは市民の方から暴言を吐かれたと、そういった職員がいらっしやるという話を聞きました。それが事実なのか、そういう報告が総務のほうに入っているのか、まずその点について、もしそれが事実でなければいいんですけども、そういうことが本当にあっているのならば、それは非常に問題だと思いますので、その点について答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今のご質問ですね、被災された方々からの暴言であるとか、



非常に厳しいお言葉、おにぎりを投げつけられた、何で職員が寝とるとかというふうに、そういう話も一部には聞いておりますが、ただ果たしてそれが事実なのかどうなのかというのは、まだ私のところには正式に上がってきておりませんので、避難所の詳しい状況については、ほけん課のほうである程度把握はしていると思います。ということで、ほけん課長のほうに答弁をさせたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 私は、ほけん課長のほうに通告はしておりませんが、その点についてはよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

執行部をお願いいたします。事実関係を適確にお答えいただきたい。あるのか、ないのか、質問者はそれを聞いておりますので、お願いいたします。

○ほけん課長（藤田浩司君） 今回の震災では、ほけん課におきまして指定避難所のほうの管理運営を行いました。今ご質問のありました、理不尽な要求とか、厳しいご意見とかいった話は聞いておりますが、暴言、罵声とか、そういった厳しい内容につきまして、直接の報告は私は受けておりません。以上です。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 災害時でありますので、市民の皆さんも非常に興奮をされたり、いろんなことがあっていると思いますけれども、やはりそれがまだ報告で上がってきていないということであれば、単なる噂なのかということで止めたいと思います。しかし、そういったことが市民の間、あるいは職員の間で噂として流れている以上、やはりこの事実関係をもう少し課長は、担当課は調査をしてほしいというふうに求めておきます。

それでは、続いて、被害の認定についてですけれども、倒壊した家屋、あるいは大規模半壊、半壊、一部損壊、そういった認定を税務課のほうで行っておりますが、私のところにも数件、うちはかなり被害を受けているが、一部損壊になっているとか、もう一回見に来てくれとか、税務課につないでくれとか、いろんな要望が来ました。課長のほうに話をしましたところ、もうあそこは3回ぐらい行っておりますとか、そういった話がありましたが、税務課長、一番多いところで何回行かれたんですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えします。

今まで5回行った場所がございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 5回行かれたという答弁ですけれども、やはりこの被害の査定ということについては、基準をきちんと設けて、その基準に従って査定をされていると私は認識しております。ですから、極端に言えば、1回目の査定で、当然その査定が覆されるというようなことはないと思いますが、熊本市が査定が甘かったとか、そういったことが今実際、問題になっているわけです。そういったことから、市民の皆さんの中にも、2回、3回言えば、一部損壊が半壊になるんじゃないかとか、そういった認識もあるのではないかと思います。

その点については課長はどのようにお考えですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

阿蘇市におきましては、国の基準に則りまして、被害認定調査を行っております。発災からやっぱり5カ月経っておりますので、昨日、一昨日も地震がありましたように、若干やっぱり傾きがあったりした家など、また地盤が非常に埋立てが軟弱な部分につきましては、一部損壊ではあっても、行きますと傾きが出ておりまして、半壊になっておるという部分もありますし、一部損壊がそのままの部分もあります。それぞれケースバイケースありますので、一概に不安があれば再調査の申込みをいただいております状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 市民の皆さんの中に不安があれば再調査をということですが、やはり税務課の職員の方々も限られております。やはりそのへんは市民の皆さんのモラルというものも求めておきたいと思います。課長、ありがとうございました。

それでは、続きまして、2番目のはな阿蘇美の現在の運営状況についてということに入っていきたいと思います。昨日の本会議あるいは先日の経済建設常任委員会でも非常に問題になっておりますが、はな阿蘇美の600万円の未収金という問題を含めて質問をいたしたいと思います。

まず、この600万円の未収金があること、もちろん監査の意見書の中にはな阿蘇美の未収金600万円という項目が出てきていましたので、監査のほうもその点については十分承知をされ、監査委員さんからまちづくり課のほうに、当然、監査指摘があっていると思いますが、どのような指摘があったのですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） はな阿蘇美の基本納付金の未納につきます監査委員の指摘事項というふうなことでございますけれども、口頭等でご指摘をいただいているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 口頭でどういう指摘をもらったか、私はどういう指摘が聞いているんです。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 平成27年度の分につきましては、現在まで、本日までまだ未納というふうなことでございます。平成25年度を例に挙げますと、1日、2日、会計システムの関係でずれたというふうなことでございます。そういったことも含めて、監査委員さんのほうからご指摘をいただいております。未納については、当然、その震災の影響といったものも、法人側はおっしゃっておりますけれども、震災前の話でございますので、そのへんも法人側の主張については監査委員のほうにお伝えしたんですけれども、それについては論外というふうなことでございます。そういったことでご指摘いただいております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 課長、私は納入期限が過ぎたとか、そういったことを聞いているんじゃないんです。監査委員がまちづくり課にどういった指摘をしたのかということを聞いているんです。どういった指摘があったんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 未収入になっております納付金については、いち早く催促をして納入しなさいというふうなことで指導をいただいております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 最初からそういう答弁をしてください。

それについて、そういう監査委員の指摘に対して、まちづくり課はどういう対応をしましたか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 未納が判明いたしまして、その後、口頭、また納付書の再発行なり、それから7月末に催促状ということで、書面で相手法人に催告をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 催促をしたということですが、それについてアグリスクエアからの回答はあっていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 催告をいたしておりますけれども、相手方の法人からは回答をいただいております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 未だその未収金について回答がなされていない。そして、もうひっくるめて行きます。その同じ経営者がいこいの村の経営もなさっていらっしゃいます。賃貸契約を結んでいる。いこいの村の昨日の全協の話では、いこいの村の賃貸料について、アグリスクエアからの弁護士から、何らかの文書が来ているという話を、課長がされましたが、どういった内容の文書が来ているんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 昨日の全協でご説明いたしました。これにつきましては、本年9月5日付けで法人の代理人の弁護士のほうからいただいております。申し入れの内容といたしまして2項目でございます。まず1点目が、現在、土地・建物の賃貸借契約を結んでおりますけれども、こちらのほうを遡及して合意解約をしてほしいという1項目でございます。2つ目が、平成27年度、現在納入いただいている分でございますけれども、こちらのほうを一部減額の申し入れといった、この2つの項目でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） じゃあ昨日、解約をするという、今朝も新聞報道も出されましたけれども、いこいの村の賃貸借契約を解約したいということ、そして納入の1,000万円の納入金を負けろということを書いてきているということで認識をしたいと思いますが、それで間

違いありませんか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） はい。その認識で誤りございません。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） ここにおられる皆さんも非常におかしいと思われませんか。いこいの村は、お金を負ける、はな阿蘇美のお金は納入しない、こういったことは指定管理、あるいは市の施設の賃貸契約を結んでいる企業がこういったことをやっているわけです。そういったことに対して、まちづくり課はどういった行政指導をこれまで行ってきたんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） まず、はな阿蘇美の未納の分でございますが、こちらについては未納が今回長期化したしてございます。この分については引き続き催告書等で継続して催告を行ってまいるところでございます。それから、こちらのほうについては、最終的に法人の意思確認を行わせていただきまして、その意思確認が取れ次第、納入の意思があるのか否かというふうなことで、そのへんで判断をさせていただきまして、今後の対応に踏み込ませていただきたいと思います。

いこいの村につきまして、これについては平成27年度分については納入いただいております。引き続き、平成28年度分については震災の影響等もございますので、そちらのほうについては現在、協議申入書のほうを合意解約の申入書に基づきまして、顧問弁護士を含めて、法的な部分を協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） はな阿蘇美の納入については、今後も請求をしていくということですが、今までも正式には3月31日までに納入をすべき金額が会計年度の、限度の6月、5月いっぱい、そういったところまで延びていた。今までも延びていたんです。今回は延びて、更にそれが延びているということでしょう。どういう指導をすれば、正式には3月31日までに入れるのが当たり前でしょう。契約でしょう。だから、まちづくり課として、そういった指導をなぜしなかったのかということを答弁してください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 包括協定書のほうに、納入金額、年度ごとの金額が定めてございますが、納期限、それから先ほどご質問がありましたけれども、延滞金あたりの規定がございません。そちらのほうを今後、包括協定書の中に盛り込んでいきまして、そういった納期限の支払いの遵守あたりを促してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。やがて12時になりますが、7番、市原正君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま続行いたします。

市原正君。

○7番（市原 正君） いいですか。私が、今、課長に聞いたのは、今後の包括協定について、今後利息を付けるとか、延滞金利を付けるとか、そういったことじゃないんです。今まで3月31日に入れるべきものが、5月まで延びている。そういったことに対して、まちづくり課はどういった行政指導をしてきたのかということを聞いたんです。答弁しなさい。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 一応年度ごとの納付金は決まっておりますけれども、年度ごとの出納閉鎖期間というふうな部分が5月いっぱいでございますので、当然、法人さんも3月決算であれば、5月いっぱいが決算準備期間というふうなことで位置付けられますので、その期間に同法人については5月をもって納入をしていただいているような経緯が数年続いたというふうなことでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今、私が課長に聞いたのは、それは分かるんですよ。会計年度がどうだとか、でも正式には3月31日までに入れるのが契約でしょう。だったら、3月31日までに入れるように、ずうっと遅れてきているなら、何で入れないのか、3月31日までに入れてくれと言うのがまちづくり課の担当課の行政指導でしょう。それを言っているんですよ。どういう指導をしたのか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 所管課でございますけれども、年度内に、先ほど申しました出納閉鎖期間を含めた年度内というふうな部分で納付をお願いしてございます。議員がおっしゃるように、3月31日までの年度期限といったものが、現在、包括協定書の中でもうたってございません。そういったところで、年度内という解釈を5月までの出納閉鎖期間までの部分で、法人のほうにも納入の依頼をいたして、これについては年度当初から納付書を発行いたしてございますので、当然、年度内納付もあろうかと思っておりますけれども、現状からしますと出納閉鎖期間の5月に集中しているというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） じゃあほかの指定管理の施設もそんな甘いことでやっているんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ほかの施設も包括協定書の条項については同一のものに基づきましてやっております。納期限も詳しく3月31日までというふうな、具体的な日にちは定めておりませんので、同一な部分でお願いをいたしております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 市民の皆さんに対してかけておられる税金については、期日が延びれば、当然、延滞金利がかかってきたり、いろんなことがします。しかし、指定管理について、そういったことが許されているということであれば、今後きちんと見直しをしてください。そのことをはっきり求めておきます。

それから、はな阿蘇美が震災後に休業という内容が報道されました。その数日後に、また

再開をすると、営業を今までどおりに営業すると、そういった話がありました。そのとき、当然、担当課として行政指導を行って、そういうふうになったのだと思いますが、そのとき行政指導なさいましたか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 5月31日の新聞紙面のほうで実際の報道がなされたわけでございます。その後、法人の代表とお会いいたしまして、いわば法人の裁量で施設のほうを休館なさるというふうな報道でございましたので、市の指定管理施設でございますので、市のほうで判断するというふうな部分を再度ご説明しまして、施設のほうを再開していただいたような次第でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） それでは、はな阿蘇美のほうで施設を一時休館するということについては、まったく担当課は知らなかったんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。把握はしておりません。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 全然相談なしに、はな阿蘇美は勝手にやったということで認識をされていていいんですね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 先ほど申しましたように、新聞紙上で報道があったことによります、そこで明確に判明したところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） じゃあこの問題は、また次にいきますけれども、再開について、はな阿蘇美が再開をするということについて、市からのお金の持ち出し、そういったことは一切あっていませんか。迂回を含めて、はな阿蘇美が再開をするために、従業員の給料等をどこから援助するからとか、そういった話はあっていませんか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 市からの費用の捻出については、現在まで行っておりません。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 再度、確認をします。絶対ありませんね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 管理運営に関する人件費等に係ります費用についてはございません。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） じゃあその人件費以外はあるんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 例年、施設の維持管理に係ります修繕費でございますと

か、委託料については計上いたしております。そういう意味でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） いいですか、課長。私も、はな阿蘇美、いこいの村にずうっと関わってきたんです。そして、今回こういう結果になりつつある。だから、一つ一つ私も真剣に聞いているんです。そういう対応を求めています。

それから、いこいの村、昨日、契約を解除したいということで申し入れがあっているということで、さっきは弁護士からということですが、経営者本人から文書は来ていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） これにつきましては、いこいの村関連でございますけれども、これにつきましては阿蘇アグリスクエア、法人からの代理人の弁護士を通じての文書、正式な合意解約の申入書でございます。従いまして、ご本人からは参ってございません。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 弁護士が出しているというのならば、当然、本人も弁護士を通じて出しているということで認識をしたいと思いますが、このいこいの村について、今後、課長はどういう対応を取りたいと思っておりますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） これは所管課の課長の私の見解ではございませんけれども、これは阿蘇市の見解というふうなことでございますが、まずは今いただいております合意解約の代理人の弁護士からの内容を、阿蘇市の顧問弁護士を通じまして回答の、今現在、準備をさせていただいております。こちらのほうは準備が出来次第、発送をいたす予定でございます。

それから、その分を双方の弁護士のほうで、ある程度合意が見込めるようであれば、まずは賃貸借契約の解約といったものを図ってまいりたいというふうに思っております。賃料については、その合意解約ができた後に、細かい部分については協議をさせていただきたいというふうな手順で考えております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） じゃあ市としては、もう合意に応じるということで認識をしたいと思っております。

それから、プログレアが登記上は8月2日に解散をしております。昨日の全協では、8月の終わりに担当課はその事実を知ったということで答弁をもらっておりますが、昨日、私が質問をしたから、課長が答えられたんですね。全協は、議会がある、開会をして全協はあっています。何で早く我々に報告をしなかったんですか。プログレアが解散をしていますで、8月の2日ですよ。担当課が知ったのは8月の終わりでもいいですよ。じゃあもう9月の議会は始まっているんじゃないですか。何で昨日、しかも私が聞かなかつたら、ずうっと言わなかったんでしょう。そういうことが、今回のようなことを生んでいるんじゃないんですか。私たち議会に対して、ちゃんと説明すべきことを、きちんと説明をなさい。どうですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。今後については、できるだけプロセスを踏まえさせていただきまして、動きがあれば、経済建設常任委員会をはじめ、市議会の議員さまのほうにご周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） ほかの課は、何か変化があれば、すぐ説明会を開いてもらったり、いろんなことがあっているわけです。ですから、ちゃんとそのへんは今後も気をつけてほしいというふうに求めています。はい。ありがとうございました。

それでは、最後の質問になります。不登校児童生徒の対策について、非常に残念ながら、阿蘇市に多数の不登校児童がいるということで、教育課長のほうから報告をもらいました。学校に行けない、非常に残念なことでありますが、その多くが家庭的な状況から生まれているという報告も受けました。そして、市として、その対策のための教育施設をつくるという予算を組みました。教育長に伺いたいのですが、この問題について、やはり私も、子どもを市の宝として育てていく、その責任をもっている立場から、教育長はこのことについてどのようにお考えなのか、そして今後この問題をどういうふうに解決をしていく、そういったことをお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 不登校児童生徒がこの阿蘇市にも多数おるということは、たいへん大きな課題というふうに考えております。もうこの問題につきましては全国的に数年前から増えておりまして、文科省のほうも力を入れて不登校対策に取り組んでおりますが、阿蘇市のほうも基本的には学校がこの不登校対策事業について真剣に取り組んでおります。例えば、担任が家庭訪問をする、あるいは不登校が続いた場合は学校で校長、教頭、それから学年主任、養護教諭、教務主任、それから生徒指導の会をつくって、一人一人の状況を把握して、深刻にならないように対応したり、あるいは事務所のほうにスクールカウンセラーやSSW（スクールソーシャルワーカー）がありますので、そういうものも活用しながら取り組んできたところでございますが、なかなか減らないということで、今年度から文部科学省の事業も手を挙げましたところ、認められましたので、学校だけでなく、委員会も一緒になって、子どもたちがやはり何とか学校に出て来られない子どもについては、適応指導教室をつくって、まずはその適応指導教室まで足を運んで、そして学校とつないで、順次、学校に行けるような状態をつくっていく、そういうようなところで適応指導教室を今年度、今予算を上げて、9月から取り組むようにしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） もうあまり時間がありませんが、やはりこの不登校という問題は、家庭、そして学校、地域、一体となって、私は解決をしていかなければならないと思っております。そういう意味から、やはり教育長にこれはお願いなんですけれども、そういった子どもが求めている部分、何を求めているのかというようなこともしっかり考えていただいて、そういった対応をしていただきたいというふうに思っております。やはり不登校の児童がいれば、家庭の暗くなったりとか、いろんなことがあるというふうに聞いておりますので、そ



のあたりについて、もう一つだけ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 今お話がありましたように、不登校児童生徒のその理由というのは一人一人、やっぱり随分違いがあります。家庭的な問題もありますし、なかなか人間関係が築けずに、友達ができずに孤立して行けなかったり、あるいは夜遅くまで遊んだりして昼夜が逆転して、もう朝起きずに学校に来られない。だから、そういう一人一人の心の状況を学校とともに、今言ったスクールカウンセラーやソーシャルワーカーも一緒に入って、話を聞いて、そしてそれを一つ一つ解決しながら、子どもが前向きに将来的なやっぱり自立に向けて取り組む必要がありますので、今の時期にしっかり取り組んでいくということで、今、学校と一緒に、教育委員会がやっているところでございます。今後とも力をお入れいただきます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 教育長、ありがとうございました。先般、一の宮小学校の運動会に出席をした折に、中学校の校長先生とお話をしまして、こういったことでどうだということまで話をしましたところ、中通のセンターのほうに、もううちの学校からも2人は出られるようになりましたという報告をいただきました。今後とも苦勞かけるとありますが、そういった解決に向けて、教育課のほうも対応をお願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

お昼を過ぎましたが、ありがとうございました、議長、ご配慮を。以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 市原正君の一般質問が終了しました。

午前中の会議をこのへんで止めたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の部を午後1時10分から再開いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして午後の会議を開きます。

なお、傍聴席の皆さまにお願いを申し上げます。傍聴規定に基づきまして、私語、雑談等につきましてはご遠慮いただきますようにご協力をお願いいたします。

それでは、16番、阿南誠藏君の一般質問を許します。

阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 16番、阿南誠藏です。通告に従いまして、順次、適確な質問をさせていただきます。今回は6項目についての質問でございます。

まず、現在、熊本地震がありまして、大変な被害を被っておりますが、その復興のために大変なご努力をされておられますし、また被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

平成24年のあの7月12日の九州北部豪雨災害から丸4年が経過をいたしました。今回の

地震でこの災害が忘れられはしないかなと、非常にある面では心配もいたしておりますが、このことについて、現在の進捗状況を含めた質問をさせていただきます。

災害から4年を経過し、黒川河川改修、家屋の嵩上げ、輪中堤などの進捗状況をそれぞれの担当課にご質問をいたしますが、まず土木部長、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 4年前の九州北部豪雨でございますが、7月12日の豪雨によりまして、先ほど申されました黒川河川の改修、これは熊本県のほうでされておりますけれども、これについてご報告をさせていただきます。

これは県の振興局のほうで、振興局の土木部のほうでやっておる事業でございますけれども、まず内牧の黒川河川の改修ということで、計画延長が区間の延長が2kmでございます、その部分で兩岸ございますので、延長としては工区延長としては3.5kmということでございます。その中で2.1kmがもう完了しておるということでございます。60%のその内牧のほうは完了しておるということでございます。現在、800mを施工中でございます。未着手区間が約600mということで、今現在、これから平成29年度までを目指しまして工事を完了したいということでございます。

それから、もう一つのメニューとして、宅地嵩上げ事業が行われておりますけれども、これにつきましては全戸数が160戸ございまして、契約戸数が現在115戸ということでございます。72%の完了でございます、これも平成29年度までの完成を目指しまして、今現在行っているところでございます。

もう一つは、輪中堤というのがございまして、輪中堤につきましては、今町、黒流でございます。それと工事ということで、今これにつきましては、平成27年度より工事を着手いたしまして、現在50%の進捗率ということでございます。これもやはり平成19年度までには完成をしていきたいということでお聞きをしているところです。

もう一つでございますけれども、輪中堤が狩尾地区にもう一つ計画を立てておられまして、これにつきましては今年度、用地の集団調印を予定しておるところでございます。その後、工事に着手をいたしまして、平成29年度に完了という計画でございます。

もう一つ、遊水地が2箇所ございます。これも現在、用地はほぼ完了しております、平成29年度の完了に向け、工事を進めておるというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） あれから4年経って、今、進捗状況はおよそ分かりました。残すところ、あと1年というところで、1年半ぐらいありますけれども、多分平成29年度までには完成するかなという気はいたしておりますが、そこで熊本地震等の影響もありまして、置き去りにならないように、こちらはこちらできちっと事業を進めてほしいと思います。

そこで、黒川河川が、今、内牧地区でも護岸の堤防あたりがなされておりますが、この間の豪雨、雨によって一部流されているところが見受けいたしました。そこあたりも早急に対応していただくように、そのあたり、西岳川でも一部そういった護岸が流れているところがございますので、どのような状況でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今、議員がおっしゃったとおり、この間の熊本地震におきまして、護岸にクラックが入ったり、一部損壊しておりますし、また下流のほうでは大正橋あたりも破損しております、これにつきましては架け替えとかいうことを聞いております。そういうところも、これはまた熊本地震の災害でございますので、災害復旧でやっていただくということで進めていく予定でございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 早急にひとつ手当もしていただきたいと思います。それで、これは激特事業ということで取り組んで、5 年間ということでございますが、災害復旧での財政面での状況、今、阿蘇市がどういう状況にあるか、当然、国・県・市という形での分担はされると思いますが、今その財政面での状況はどのような状況なのか、財政課長と思いますけれども、ご説明いただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えいたします。

平成 24 年、25 年、26 年、この 3 年間で行った市の事業ですね、この豪雨災害の。先ほど土木部長が申ししたのは県営でございますので、その災害復旧費は入っておりませんが、市で直営で行った分が約 67 億円、そのうち国・県の補助金が 39 億円、それと起債、借金になりますが、この分が 6 億円、その他が 6,000 万円ぐらいありまして、一般財源が 22 億円必要でございました。この一般財源の中には特別交付税といいまして、いわゆるこの災害を受けたところに手当とする分、その部分が 12 億円から 14 億円含まれておりますので、実質一般財源は 10 億円を切るというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） かなりの金額で、市でも 67 億円という巨額な予算であります、どうしてもこの北部豪雨災害と今回の地震と比較をいたします。そういった面で、経費的に費用面でどれだけの違いがあるのか、当然災害の種類は違います。北部豪雨災害というのは、雨による被害が主であったと思いますが、今回の場合は地震ですから、広範囲に被害が広いと思っておりますが、そのあたりをどのように捉えられておるか、財政面ですね。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 先ほど申しました豪雨災害の分、これは 3 年間分です。今回、熊本地震、この平成 28 年度の 1 年間だけの復旧費で、先ほど申しました 3 年間分の倍になります。約 120 億円、今予算を組んでおります。一般財源がそのうち 27 億円ほど必要になります。もちろんこの中には特別交付税とかも含んでおりますが、ただ、まだ全然財源としては確定をいたしておりません。今、市長をはじめ、各関係課、鋭意努力をして財源の確保に努めているところでございますが、やはり一番大きいのは、豪雨災害のときに災害ごみ処理、これが約 6 億円でした。今回の地震については、まず平成 28 年度だけで約 30 億円かかります。これがやはり一番大きな要点でございます。起債といいますか、災害復旧債といいます、それもありますので、今年乗り越えることももちろん必要ですが、平成 29 年度以降が非

常に厳しい状況になるということは否定できません。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 財政面から見ても、今回の地震と水害とは、かなり 3 倍も違うということですが、私といたしましては、この平成 24 年の北部豪雨災害にもきちっとした形で工事の期間内に完了していただきたい、そのような財政面からの支援もよろしくお願い申し上げます。

あのとき、平成 24 年 7 月 21 日、犠牲になられた方が 21 名おられました。そしてまた、行方不明の方が 1 名おられました。合わせて 22 名であります。聞くとところによりますと、行方不明であられた方が今年の 7 月 12 日に葬儀をされたということをお聞きしまして、心から哀悼の意とご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。二度とこういうことのないように、ひとつそれぞれの所管の担当課におきましては、災害に強い安心・安全なまちづくりを懸命に頑張っていたきたいと、かように思うところであります。

それでは、2 番目に移ります。熊本地震による阿蘇市内の被害は多岐にわたり、図り知れません。指定管理施設の被害状況は、また今後の取り組みについて、指定管理者の施設がどのような状況であるかをつぶさに調査をされていると思いますが、お願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） お疲れ様です。災害対策本部といたしまして、市が管理する施設、そのうち公の施設、指定管理者に出している施設が 27 施設ございます。その被害の状況について、ある程度取りまとめを行っておりますので、私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

まず、その中でも特に被害の大きかった施設、数百万単位の修繕あたりが必要となる施設、それがまず教育課の所管する阿蘇体育館、農村公園遊びか、アゼリア 21 関係施設となっております。また、50 万円以上の被害があった施設、これにつきましては観光課が所管しますやすらぎ交流館、古代の里キャンプ村、まちづくり課が所管をいたしますはな阿蘇美、農政課所管の高品質堆肥製造施設になっております。なお、この指定管理施設、27 施設ありますけれども、そのうちの 15 の施設が利用料金制をとっております。市から委託料をお支払いして、それを基に運営をしていただいている。ただ、今回の地震、非常に大きな打撃を受けております。利用者の減も考えられますので、この分につきましては、今後、委託料の補正あたりも必要に応じて再提案させいただくことになってくるかとも思います。

詳しい、施設の被害の状況につきましては、順次、施設を担当します課長のほうから説明をさせたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 今、総務課長のほうから、担当課からと説明であります。28 施設ございますので、細かく説明されますと、私の持ち時間がなくなります。端的なご説明で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 教育課から、まず報告させていただきたいと思います。

教育委員会の指定管理につきましては、特に被害が大きかったのがアゼリア 21、阿蘇体育館、農村公園あびかの 3 施設が一番大きかったということで、まだ文科省の災害査定はまだ日程は決まっておらず未定でございますが、状況としましてはアゼリア 21 の温泉施設でございますが、サッシに一部破損等ありましたので、修理を行い、4 月 21 日から温泉施設のほうは営業を再開しているところでございます。プールにつきましては、プールの内壁の一部破損、それから水道管関係の修理を終えて、9 月 3 日から再開をしているところでございます。

それから、阿蘇体育館につきましては、第 1 体育館玄関ロビーの床の亀裂、アリーナ天井の一部天井材の落下、屋内・屋外の階段の亀裂、それから搬入口シャッターの破損等があります。水道管の破裂等につきましては、応急修理をしておりますけれども、その他の工事につきましては、災害査定を受けてからということで説明しておりましたけれども、工期が延びるということでもありますので、修繕着工を県と協議しまして、これから復旧工事に取り組む予定でございます。

農村公園あびかにつきましては、トラックの南側、それから弓道場、北塚に向かって地割れが走っております。こちらのほうは水道管等の応急修理につきましては取り組んでおりますけれども、被害の範囲が非常に大きいということで、文部科学省の災害査定を受けてから補助対象の範囲がどういうふうになるかということを見極めた上で工事に取り組んでいきたいということで、現在、設計中でございます。

アゼリアにつきましては、概算 621 万円ほど、それからあびかにつきましては、設計と、県の査定が終わった段階で、また金額等については詰めていきたいということでございます。

以上、報告に代えさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 特に 3 施設が被害が大きいということでございました。一日も早い復旧をしていただきまして、市民に支障が出ないようにお願い申し上げますが、先ほど説明の中で、総務課長が言われました 15 施設、これは料金が伴う契約ということでございました。これは先ほどからいろんな方が質問されとる中で、契約あるいは協定書あたりの中できちんとそこらあたりは文言が入れてあると思うんですが、滞納した場合、遅れた場合、そういった場合の利息、そういった納期の期限、そこらあたりもそれぞれの契約書を再度確認をしていただき、アゼリアとかいこいの村あたりの問題にならないように未然に防いでいただきたいと、かように思うところでありますが、いずれにいたしましても、この 27 施設というのは、それぞれの合併前から、それぞれの町村が設けてきた施設であります。当時、波野村が 3 施設、一の宮が 11、旧阿蘇町が 13 ということで、合計 27 という施設が、現在、指定管理者という形で運営されております。これは皆さんもご存じのように、やっぱり民間のノウハウを利用して、そしてより質の高いサービスができるようにということで指定管理者制度が行われております。阿蘇市は平成 18 年度からこれに取り組んでおりますけれども、もう約 10 年間ほどになっております。更新がだいたい 3 回、4 回というようなところがございますが、できればたくさんの方が応募いただいて、その中から指定管理者を選ぶというのが一番望ましいんですけど、なかなか採算ベースという部分を考えて、応募者も少ないというこ

とも聞いております。そういったところで、今後それぞれの指定管理者を受けられた方は、協定書に基づいて賃貸料が契約がある施設においては、きちっと期限内に納入していただくように、担当課それぞれの方が周知徹底をしていただきたいと、かように思うところであります。

それでは、次に移らせていただきます。それでは、阿蘇いこいの村、アグリスクエアあたりの問題については、先ほど市原議員から、また谷崎議員からご指摘がございました。あえて私のほうから特別付け加えることはございませんが、一応質問しとる以上、何か意見がございましたら、先ほどの答弁のとおりでいいのかということを再度確認ということでお願いを申し上げたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。阿蘇アグリスクエアに対します、現在、協定書なり賃貸借契約書で締結しております2つの関連でございます。これまでご回答させていただきましたとおり、まずはな阿蘇美につきましてが、おっしゃいますとおり27年度分の基本納付金がまだ未納でございますので、引き続き催促書等で請求を行いまして、最終通告といたしまして、支払い意思の確認を取りまして、確認が取れ次第、それに対応するような対策を打ってまいりたいと思います。

それから、いこいの村でございますけれども、こちらのほうも代理人の顧問弁護士のほうから合意解約に基づきます申し入れがっております。それに基づきまして市の顧問弁護士によりまして、それに対する回答を今準備をさせていただいておりますので、それに基づきまして対策にあたっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） この問題については、私も地元というか、いこいの村の地元でございます。まだ開所当時からいこいの村にはたいへんお世話になって、愛着心をもっております。ところが、今こういう状態になって、地元の議員として、また住民として、限らない寂しさを感じております。今後どうなるかと、荒れ放題になりはしないかということが、地域住民はみんな心配いたしております。ですから、このアグリスクエアとの関係をきちっと修復していただいて、そしてまた無理なら、また新たな形で再出発せざるを得ませんが、そういうことも含めまして、やっぱり先ほど申しましたように、やっぱり行政主導をきちっとしていない結果がこういう結果になったかなと反省もあろうかと思います。そういった意味で、一日も早い解決を、良い意味で円満解決ができれば一番いいんですけど、どうしてもこの状態では円満解決はどうだろうか心配をいたします。阿蘇市の顧問弁護士さんもいらっしゃいます。きちっと相談をいただきながら、阿蘇市民のマイナスにならないように、よろしくご配慮いただきながら、努力をしていただきたいと、かように思うところであります。以上で、この件につきましては、ほかの議員もたくさん質問がされておりますので、私は次の質問に移らせていただきます。

実は、次の4番ですが、基幹産業である観光（阿蘇山観光）の今後の取り組みということで通告いたしております。今月の16日に、阿蘇登山道路の規制はあるものの通行ができるよ

うになるということで連絡を受けておりますし、よかったなと安堵いたしておりますが、この阿蘇山観光は、阿蘇市や熊本県の発展だけでなく、海外の方も一度は活火山を見てみたいという、あるアンケートでも出ておりました。今回の地震で、登山道路の崩壊、水道施設あるいは浄化槽などの、阿蘇観光には致命的な被害を受けております。今月 16 日から道路規制はあるものの、登れるようになったというわけですが、活火山の動向を見ながら、一日も早く以前の阿蘇観光の賑わいを取り戻していただけるように、施策を講じていただきたいと。観光事業の浮上は阿蘇に元気をもたらします。そういった意味合いから、経済部長、また観光課長のお考えをお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今のご質問でございますが、平成 26 年度から阿蘇中岳の立入規制が現在まで続いております。今回の地震においては、道路の破損で草千里までも行けないという厳しい状況でしたが、熊本県のほうで早期開通に取り組まれて、今おっしゃいました、今月の 16 日からではございますが、観光客など一般車両の通行が可能となります。現在、各施設は段階的な営業開始になりますが、中小企業等のグループ復旧補助金でございますが、通称グループ補助金でございますが、これを活用し、受入れ準備を行われるところでございます。駐車場及び公衆トイレは使用可能でございまして、このような中、環境省による日本の国立公園世界水準のナショナルパークとしてのブランド化を図ることを目標に、国立公園満喫プロジェクトが実施されることになりまして、当阿蘇くじゅう国立公園も選定を受けております。

このような中、阿蘇山上が核となることは言うまでもございせん。世界水準の観光拠点を目指していくこととなりますので、あらゆる可能性を今後も関係省庁に要望していきたいと考えております。また、熊本県下を担うべき元気発信の拠点として、パブリシティ、新聞・テレビ等の報道でございますが、これを活用した情報発信や関係機関と活性化事業を施し、国内外からの誘客、利便性の向上に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 今、経済部長からご説明がございました。それぞれの阿蘇山上の企業はグループ支援という形で、今取り組まれているということでございますけれど、最終的にはいつ頃、道路は 16 日にとりあえず開通しますけれど、規制はありますものの、企業として一般の観光客がお見えになったとき、きちっとしたサービスができるような状態になるのはいつぐらいを想定されておりますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） いろんな店舗がございまして、各々のタイミングになると、今現状で実質、草千里におきましては 1 軒も開いていないような状況でございます。先ほど申し上げました公衆トイレということで、ただこの間、グループ補助金等のタイミングもありますので、各々の店がなかなか同一開催というのは難しいようでございますので、一日も早い開催に向けて、今取り組まれている状況でございますので、ただ今回はロープウェイの下駅までもまた通行可能になりますので、その店舗についてはそれぞれまた開かれるようで

ございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） それぞれ、震災があつてからもう 4 カ月が過ぎ、春の行楽シーズン、観光シーズンに間に合わなかった、できなかった売上が取れなかったということで、経営が非常に逼迫している状況を聞きます。そういった中、財政不足の中でグループ補助金の支援を受けるということで、職員の方、従業員の方もみんな解雇していると。この人数をまた取り戻すのに、たいへん苦勞されているというふうに聞いておりますから、行政としてもそういった方々のいろんな相談を受けながら、できるところはひとつ全面的に協力していただきたい。特にこの観光というのは、阿蘇の基幹産業であります、阿蘇山が見えるということが観光事業の中で一番大事な核となる場所であると思いますので、ぜひ山上業者の方、また内牧地域の観光に携わる方に対しても、十分なるご配慮をいただいて、一日も早い賑わいを取り戻せるようにご努力いただきたいが、何かお願いします。それでは、観光課長、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） おっしゃるとおりでございます。本当に世界水準の観光を目指していきたいと思っております。ですので、山上の皆さまとの勉強会等の場も設けて、いろんな活性化策を見出していこうと思っております。そういう小さなところから積み上げて、そしてやっぱり先ほど部長が申しましたとおり、今回満喫プロジェクトのほうに選定されましたので、いろんな関係省庁からのいろんな補助事業をたくさん引き出しながら、積み上げていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

今の開設状況につきましては、10 月に入ってくると、レストランも 1 軒ぐらいは開いてくるかなと思います。9 月 16 日は売店が開きます。ロープウェイのほうがスーパージャンプですか、ああいったものが 16 日は開きます。トイレも準備ができました。公衆トイレですけどですね、2 箇所。それと、水道のほうも準備ができております。以上になります。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 初めての女性の観光課長ということで、懸命に今頑張っておられます。我々もできるだけの応援はもちろん拒みませんが、ぜひ頑張っていただきたいと、かように思っているところであります。

それと、先ほど冒頭に言いました水道施設、それから浄化槽あたりが非常に不具合を生じているということで、相当な金額がかかろうかと思いますが、その状況は先ほどグループ支援という形で、多分それぞれの事業がやっていると思うんですが、いつ頃、それはどういう状況なのか、今現在ですね。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） まず水道のほうからですが、これは本体の復旧工事のほうは県が主体事業で行いますですね。浄化槽、そして今のところ、流れました水源が主だったんですが、小さな水源のほうで 2 箇所ありまして、そちらの水を使って当面いこうと。どうしても足りないときには、タンクでの水輸送も準備しております。それと、浄化



槽でございます。浄化槽においては、今、レストランさんと火山博物館さんは、配水管のほうで破損しておりまして、浄化槽については工期的には3週間ということになっております、レストランさんも火山博物館さんも。ただ、業者さんが非常にすぐ来てくださればということでございます。工期的には各々3週間を見込んでおられるということで、それが出来次第、トイレのほうと炊事あたりも利用できるのかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 今課長が言われましたように、それぞれの事業者にご相談に乗りながら、行政としてできること、全面的にひとつ支援をしていただきたいと、よろしく願いいたします。以上で結構です。

それから、次に移りますが、阿蘇医療センターということで、ちゃんとここに通告をいたしております。この医療センターということにつきましても、我々この議員の中にもたいへん厳しい意見をお持ちの方もいらっしゃいます。しかしながら、私が考えるに、この医療センターというのは、この阿蘇地域を一带とした皆さんが生活する上において、安心して暮らせる医療をきちっと充実するということの大きな意味もあろうかと思えます。そういった意味で、ただ利益だけを追求する医療センターで、果たして公的病院として正しいのかなと思えます。個人医療は、やっぱり利益がないと駄目ですから、あまり儲からない診療はしないというのが一般的に多いと思いますが、この公的病院というのはなかなかそういう割り切れたことだけでは解決できない。非常に今回、立野のほうでああいう崩落が起きましたから、救急に市内に行こうといっても行けない。そういう特別な状況に今なっております。そういった意味合いから、この医療センターがあつてよかったなと思えます。それと、構造上、免震・耐震構造ということで、今、医療センターが造られております。そういったことも含めて、住民の皆さんが医療センターに期待するところは大であると、私はそう感じております。ただ、先ほど言いました、先般から財政面のことは若干売上は、医療費は上がったけれども、トータル的にはまだ厳しいということの指摘もございます。そういったことを含めて、医療センターの事務局長にお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お疲れ様です。お答えさせていただきます。

広報「あそ」6月号で阿蘇医療センター通信として、市民の皆さま方には第一報としてご報告をさせていただきましたが、今、議員がおっしゃっていただきましたように、新病院につきましては東日本大震災を教訓に建物を免震構造とするなど、災害に備えておりましたので、医療機器が倒れたり、電源が落ちたりすることはありませんでしたし、発生直後から医師及び医療スタッフが、自分たちも被災者でありながら、病院にかけつけましたので、途切れることなく救急患者さまや一般患者さまを受け入れることができました。また、多くの病院が機能停止する中、全国から災害派遣医療チーム、DMATといいますが、そのチームが集うなど、阿蘇地区の災害救援拠点ということもなりましたので、震災後、初期の段階におきまして災害拠点病院として一定の役割を果たせたと思っております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 残りの時間が 10 分を切っていると思います。ちょっと急いで質問させていただきますが、先ほど、先般、監査委員の意見書で、市外に流れていた医療費が 5 億円弱、阿蘇医療センターに還元されていることであり、3 期目は一層の上積みがなされることを期待するということをお言葉をいただきました。まさしくそのとおりでございまして、皮肉にも今回の地震で国道 57 号線、また豊肥本線の不通により、さらなる上積み进行を期待するところではありますが、ただ利益追求だけでは、阿蘇地域の医療、また診療所がそれでいいのかということ考えたときに、診療科がない、例えば耳鼻咽喉科あたりもひとつこの阿蘇にも新設したらどうかと、そういう意見もたくさん聞いております。そういった意味合いから、公的病院としての役割をきちっと果たしていただければと思うところでもあります。以上で結構です。よろしくお願いします。

それでは、一番最後の質問に入ります。平成 17 年、国の行政改革の一環として、町村合併が全国的に推し進められてまいりました。我が市も 2 町 1 村、阿蘇町、一の宮町、波野村が合併し、阿蘇市が誕生いたしました。合併後、初の市長選が施行され、初代市長に現市長の佐藤市長が誕生いたしました。議会議員は、その当時、2 年間の在任特例を適用いたしまして、44 名でのスタートでありました。それぞれの町村の思惑もあり、厳しい船出だったと思います。議員の改選ごとに、定数は 44 名から 26 名、更に 22 名、そして現在の 20 名と、議員自ら削減、また一方職員の数も 10 年間で 100 名削減を目標に実現され、財政面でも必要に応じて少しずつ合併特例債を有効に活用しながら、市民の負託に応えられるようになってまいっておりました。ところが、平成 24 年の九州北部豪雨災害、更に今回の熊本地震で、本市の基幹産業に大打撃を受けました。復興のため執行部の英知が試される時です。市民が安心して暮らせる阿蘇市にするために、市長の責任は決して軽くないと思っております。

そこで、質問に入ります。近年、自然の驚異に翻弄されているが、中長期的な観点から、本市を今後どのように建て直すか、また 1 年や 2 年では極めて厳しい状況にある中、来年、任期満了を迎える市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ただ今のお答えを申し上げます。

この合併をしてから、もうやがて 12 年が経過しようとしております。その間において、それぞれの市町村の思いはいろいろありました。でも、まず垣根を取り除くことが大事である。直接市民の皆さん方の中に入って、いろんな求めている意見というものをしっかりと聞きながら、そのしっかりとした意見の中で、やっぱり安心・安全に過ごしていける、そしてできるだけ公平な、そういう社会を築いてほしいという思いでございました。そのことをしっかりと受け止めながら、今までいろんなことについて、今回やってまいりましたけれども、まずここに冒頭に申し上げたいのは、先ほどから出ておりますように、4 年前、あの九州北部豪雨災害に遭って、あの惨事を再び繰り返さないように、安心・安全な阿蘇市の復興に向けて、市民の皆さん方と一緒に今日まで取り組んでまいりました。今日、復旧に向けて工事も進み、災害によって弱まっていた財政力も少しずつではありますけれども、ようやく安定しつつ、人口減の歯止め、未来につながる農業観光、そして地域活性化に向けてアクセルを踏

み込む大事なそのときを迎えていた矢先に、予測不能能力が襲った。いわゆる熊本地震であります。発災５カ月が経過しましたが、未だ国道５７号をはじめ、農地、観光資源、そして施設などの要所は、かすかな復旧の緒に就いたばかりであります。熊本地震は４年前の豪雨災害と異なって、復旧・復興、安心・安全をつかみ取るには、相当な時を要します。先ほどの発言にあったように、１、２年では到底取り戻せる事柄ではありません。更に、昨今、北海道、北日本の各地で発生した未曾有の自然災害が、各地で相次ぐ中で、ややもすると熊本地震は忘れられがちになり、陳情要望をするも影が薄くなるのが危惧されます。これから先、体力をなくした今の状態では市の発展は厳しいものがあり、まず市の財政力の安定強化に向け、国・県に対し積極的使命と執念をもって取り組んでいかなければ、この災害の爪痕をいつまでも引きずっていくことになります。そのことが今はっきりと、その問題と課題が目の前に見えているのに、私自身ここで避けること、立ち止まること、そして逃げることはできません。今までの取組みと人的パイプを切らすことなく、これからも身魂なげうって、復活と再生、発展に向けて、引き続き踏ん張り、頑張ってまいりたいと思っております。これが私の気持ちでございます。以上でよろしゅうございましょうか。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） もう時間がほとんどありません。市長の、今は逃げるわけにはいかんという強い意志を今確認したところでありますが、市長をはじめ、執行部の英知が試される時期です。皆さんは、この阿蘇市の住民のために全霊をもって懸命に頑張っていたきたい、かようにお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君の一般質問が終了しました。

続きまして、６番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ６番議員、菅敏徳でございます。通告書に沿って、次の３点、質問させていただきます。

４月１６日、午前１時２５分、熊本市益城、南阿蘇、阿蘇など、県内の広い範囲で震度６強の地震がありました。その後、震度６弱以上が３回発生し、南阿蘇、阿蘇、西原などの家屋が倒壊し、大規模な土砂崩れで、黒川をまたぐ阿蘇大橋や俵山トンネルが壊れ、公共機関や人的被害など、広い範囲で甚大な被害を受けました。阿蘇市においても、市長の諸般の報告でもありましたように、山々は無数の亀裂が発生し、山腹崩壊や家屋の倒壊、農地などに大きな被害をもたらし、被災した方々は１１６世帯、仮設住宅に入居されております。

そこで質問いたします。震災で家屋が全壊や大規模半壊したことにより、仮設住宅は１１６世帯の方々が入居されていると聞いておりますが、阿蘇市のみなし仮設で生活されている人は何名ぐらいいらっしゃるか、また阿蘇市以外へ転居された方々、例えば市外の親戚の家に身を寄せておられる人、賃貸住宅に住まれている人、住居の移転などを余儀なくされた方などの把握はされているのかお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 私のほうから、みなし仮設住宅の状況についてご報告いたし

ます。みなし仮設住宅は、熊本県が直接契約支援するものでございますので、市としましては進達をしました状況について報告をさせていただきます。昨日現在での申請受付が113件、そのうち阿蘇市外への申請が16件となっております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 今の市外に対する件数は16件とありますが、この住所移転などを含めた件数でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） お疲れさまです。

それでは、ただ今のご質問でございますけれども、まず発災後に阿蘇市外に避難された方につきましては、被災者支援に関する情報が届かない可能性があるということも考えられますことから、市の職員が担当しております各行政区及び区長さんを通じて情報の収集を行いまして、把握分としまして12世帯、21名が市外のほうに避難をされておりました。

それと、4月16日以降の発災後の人の動きでございますけれども、平成28年4月1日現在の住民基本台帳上の世帯数が1万1,381世帯、2万7,478名です。6月1日が1万1,390世帯の2万7,414名、8月1日で1万1,406世帯、2万7,372名となっております。4月1日と比較しますと、世帯数では25世帯の増、人口では106名の減となっております。また、前年度8月1日同期との比較につきましては、世帯数で55世帯の増、人口で363名の減となっておりますのでございます。

先ほど議員からありました全壊となった方々の転居先につきましては、これは市民課の窓口における住民異動の場合の届けについては、異動の理由を書くところがございませんので、これにつきましては今後の罹災証明によりますデータあたりから市民課のほうとの、ちょっと内部のほうで調整を行いまして、今回の震災に対するデータを収集して分析する必要があるかと思いますが、まだまだ罹災証明も確定をしておりませんし、今後、転居、いろんなことを考えている方もいらっしゃると思いますので、この全体の把握についてはもう少し時間がかかるものと思っておりますのでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 今日の熊日新聞にも掲載されておりました。西原村のある女性が山口県に住む娘さんのところに移住され、夢に出るのはふるさとのことばかりという内容でございました。そこで、阿蘇市以外へ避難されている人が、本市への帰還を望む住民に対して、仮設住宅の増設や、本市のアパート、市営住宅の情報の提供といった対策はあるのかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 仮設住宅についてでございますけれども、仮設住宅は災害救助法による避難生活からの解消ということで、県のほうが建てることになっておりまして、一応仮設住宅としての建設は今のところ、阿蘇のほうに帰って来られる方に対しては災害救助法の適用にならないということで、計画はございません。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 仮設の住宅のほうはできないということでございます。そこで、この12世帯、避難されている人がおられますが、この阿蘇市のアパートの空き状況、また市営住宅の空き情報などを、随時、情報提供していただきたいと思います。その点、よろしくお願いしておきます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 仮設住宅の入居に際しまして、うちのほうもみなし仮設住宅の状況が必要ということで、災害の後、そういったみなし仮設への提供がないかということで、発災直後、それと少し落ち着きまして6月頃、また再度、これは市内のそういった不動産関係のところに問い合わせたところでございますけれども、その時点ではほとんどないというような状況が続いたということです。

それと、今後も考えられると思いますけれども、仮設住宅自体は被災で半壊以上で、やむを得ず家あたりを取り壊さなくちゃいけないというような方たちが対象でございますけれども、その方たち用にそういったみなし仮設とか仮設住宅とかを建設するわけでございますけれども、それともう一つ方法がございまして、公営住宅を災害被災のための住居として、目的外使用として使うという一時入居ということでございますので、それも含めて今までちょっと進めてきたところでございます。ご存じかと思いますが、発災直後から市営住宅も被災しとったということで、市営住宅から市営住宅への分とかがございましたので、今現在のところ、ほとんど空きがないというような状況が続いているところです。今後に対しましては、順次、住宅を修理とかして、そういった住居の確保に努めて、住民への周知も図ればという、お問合せ等があればお知らせしたいというふうに考えているところです。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 続きまして、震災前後の人口の動向ということで質問したいと思っておりましたが、先ほど部長のほうから詳しく説明がありました。現在、55世帯、363名の減ということでお伺いしましたので、この質問は省かせていただきます。

それから、2番目に仮設住宅やみなし仮設で居住されている方のアンケートの実施ということで質問しておりますが、既に入居者に対して、今後の居住についてのアンケート調査が実施されていると思いますが、特に仮設住宅のアンケートの内容をお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） お疲れさまです。ただ今のご質問にお答えをいたします。

これまでのところ、仮設住宅の入居者へのアンケート調査というのは行っておりません。と申しますのは、今般の補正予算でも計上し、承認いただきました地域支え合いセンター事業というのに事業着手することにしておりまして、この事業については、仮設住宅、みなし仮設住宅の入居者等への生活全般の相談、社会福祉協議会から生活相談員を各戸に訪問させることで、そういった相談に乗ったり、または子育てサロンや高齢者サロンを開いて、健康支援にもつなげるといった支援を委託して行う予定でございます。ですので、こうした支援の中で、その入居者の意向でありますとか、困りごと、相談ごとを、つぶさに把握することで、次の支援につなげることを考えております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） アンケートの実施がまだできていないということで、早急にアンケート調査、また体の健康具合等とかを調査していただき、被災した方々の動向を見守っていただきたいと思います。

それから、入居者の方は、比較的高齢者が多く、一人暮らしの方や障がい者のいる世帯もあり、自力で住宅再建は厳しいのではないかと思います。できれば、仮設住宅の入居期間は原則2年ですが、2年間はあっという間に過ぎます。2012年の九州北部豪雨災害の経験を基に、阿蘇北中学校跡地や中央病院跡地の仮設住宅を市営住宅に移動できないか。できないとなれば、その障害となるのは何かお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 仮設住宅については、先ほどもちょっと申し上げたかと思うんですけど、仮設住宅は所有が県の品物でございます。それと、入居の際に災害救助法で2年ということで、それまでに生活再建をしていただくということで、入居時に一応契約は2年までということで契約をいただいて入居していただいているということで、今、仮設に入居していただいた段階でございますので、その後についてはと、当然、所有者である熊本県と協議が必要になるかと思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 池尻住宅が、今、何棟残っておるかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おっしゃるのは平成24年の水害に基づいた分での仮設が今どれだけかということでございますけれども、東池尻団地として15戸が今度の災害で使用しているというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 15戸、池尻住宅が残っているということですが、これはなぜ15戸残っておるのか、そういった池尻住宅に限らず、阿蘇中学校の仮設住宅等残らないか、何で比較して残らないのかということをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 前回の水害で一応仮設住宅を造った段階では、災害救助法の適用で2年というようなことで、市と県を含めて、その延長ができないかというような要望をずっと続けられたと聞いております。それに基づいて、国のほうではもう法的な部分ではできないというようなことで、あと建築基準法等の制約があるというようなことで、独自に県と市のほうで、そのあたりどうにかできないかということで検討された結果、どうしても再建に時間がかかる分の期間の延長という、それは災害救助法ではなく、再建支援ということで独自にされたと聞いております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 冒頭でも言いましたように、やはり高齢者の人が多いということと、一人暮らしの方もいる、障がい者の方もいる世帯もあるということで、やはりこの北中跡地、

中央病院跡地を少しでも残すような努力を執行部のほうに求めています。いいです。やはり今まで住んでいる場所は、今、避難されている人は活断層が走っていて、やはり新しい居住区を探していることが予想されますので、その点要望しておきます。

ということで、次に移ります。遊休施設の有効活用についてということで質問いたします。小中学校の統廃合により、学校の施設をはじめ、遊休施設、保育園跡地やひのくに会館跡地など、増加しております。廃校になった小学校の数と敷地面積、また廃校になった学校の有効活用などの計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今ご質問いただきました小学校跡地のまず面積のほうを、統合学校の関係で跡地としまして、まず宮地、一の宮地区関係が、宮地小学校跡地が敷地が約 3.5ha、坂梨小学校跡地 1.9ha、古城小学校跡地が 1.7ha、中通小学校跡地が 1.6ha、一の宮地区で約 8.7ha ほどあります。阿蘇地区のほうでは、旧乙姫小学校跡地と旧尾ヶ石東部小学校跡地がありますが、旧乙姫小学校跡地につきましては、老人福祉施設で利用されることになりましたので、残りの敷地が約 0.5ha ほど残っております。それから、尾ヶ石東部小学校につきましては約 1.9ha ございますが、現在、阿蘇西小学校の臨時校舎ということで現在利用しているところであります。阿蘇地区としましては、0.5 と 1.9 で 2.4ha、小学校跡地の面積としましては市内に現在 11.1ha ほど所有しているということになります。

有効活用についてのご質問がありました。庁内の跡地利用検討委員会で、それぞれ関係課、まず公共施設から必要な施設の検討を行っているところでありますが、まだ具体的に決まっているところはありません。ただ、今年は熊本地震の関係上、いろんな研究機関とか団体が事務所等が被災しております。その関係で閉校しています校舎を利用したいということで申し出があつておまして、現在、旧役犬原小学校のほうに世界遺産推進室のほうが事務所を構えておりますけれども、こちらのほうに阿蘇ジオパークの事務所が入っております。それから、阿蘇火山博物館、災害復旧までの期間、一時的に事務所としてお願いしたいということで来ております。それから、坂梨小学校のほうにつきましては、京都大学の長陽にある火山研究所が被災しております。そちらの災害復旧の期間、一時的に利用したいということで申し出があつております。それから、古城小学校につきましては、子どもサポートセンターということで、南阿蘇にあったんですけれども、阿蘇市の子どもたちが 30 人ほど、障害をもつ児童の方々の支援センターでございますが、阿蘇市の子どもたちが 30 人ほど利用していたんですが、南阿蘇のほうが被災を受けて、どうしても利用できないということで、古城小学校のほうに支援センターを一時的に設けていきたいということで申し出があつております。それから、中通小学校につきましては、今回 9 月の補正でもお願いしております教育支援センターということで、不登校の子どもたちのための適応教室ということで、教育課のほうで教育支援センターとして利用していくということで、今のところそういう取組みをしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 学校跡地の有効活用ということで、いろんな活用がされておるとい

うことで安堵しているところでございます。小中学校跡地の面積が 11ha ということで、昨日の委員長報告でもありました、財政課で今後、公共施設や遊休施設管理の経費が多くなるということが予想されるということと、単価の問題もあり、本当に必要な方に売れないという部分も出てきますので、随契を認めるなど、個別協議もできるよう改正し、従来よりも処分しやすいよう変更しております。今後も遊休土地の売買について、積極的に進めるとの答弁がありました。そこで、遊休施設の精査を早急に行っていただき、不用と判断される施設について、被災された方々をはじめ、住宅再建を希望される方々への住宅建設用地として、土地の分譲や集団移転などの検討はできないかお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

もちろん今の議員が言われたことも一つの利活用になりますし、一つは遊休地ですので、遊んでいる土地ですので、市として各所管課が計画にない、この土地はもう使わないというものについて、処分、売却になりますけれども、そういうふうになります、基本はですね。ただ、今議員が言われましたとおり、要望がある分、この土地についてどうにかならないかとかいうものについては、先ほど議員も言われましたように、個別協議等もありますし、やはり時代のニーズに応じた対応をしていくというふうにしていきたいと。もちろん柔軟な対応は必要かなというふうに思いますが、何分にも市が持っている土地が一筆一筆が非常に広いんですよ。だから、一人の個人の方がここに家を建てたいから何とかならないかとなりますと、やはり分筆とか、土地を分けなければなりません。そうなりますと、残地が残ります。そういう問題もいろいろありますが、そういうことも含めていろいろと検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 比較的、学校跡地など遊休施設は安全な場所に建てられております。また、ひのくに会館など優良な遊休施設もあります。人口の減少や若い人の定住化につなげるような工夫もしていただきたいと思います。

続きまして、空き家対策による危険家屋について質問いたします。今回の熊本地震や余震による影響で、危険な家屋が更に危険な状態になっている家がいくつか見られますが、現在、阿蘇市では特定空き家が何件ほどあるかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今のご質問、お答えをさせていただきたいと思います。

平成 27 年 5 月末に、空き家等対策特別措置法が成立をしております。特定空き家につきましては、そういった阿蘇市内の空き家の中、精査した上で専門家の方々が、本当に倒壊の危険性があるのか、本当に周りの生活衛生上、非常に阻害しているのか、そういったことをもって、委員会の中で決定することになりますので、現在まだその阿蘇市内の状況を把握中、予定でありますと、本年 2 月末に各 117 の行政区長さんのほうに照会をかけました。4 月中旬を目途にちょうど区長交代もありますので、4 月中旬を目途に回答をくださいということで、現在回答をいただいているのが 69 の行政区の区長さんからいただいております。それを



簡単に、区長さんが見た目で見断されております。市として統一的な目で見断する必要がありますけれども、荒廃している家屋ということで 53 件、1 年以上管理がなされていない、非常に危険な状態じゃなかろうかというところであっております。正式には特定家屋認定には、その先ほど申しあげました委員会の中で決定してからの認定になりますので、現時点では 0 棟ということをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） この危険家屋ということで、委員会の中で指定するということでの説明ですが、この危険家屋じゃない、私たちが見て危険家屋のような、もうそれこそ激しく傷んでいる老朽家屋があります。その所有者に対して罹災証明書の発行や公的資金による解体工事などできないか、またできないとなれば、その危険な空き家、特定空き家として指定はできませんが、危険な家屋が残ってしまうと思われまますので、今回の震災とも絡めた対策等はないかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） まず 1 点目の質問です。罹災証明というお話がありました。罹災証明が発行できるのは、あくまでも人が住んでいる家に限定をされますので、罹災証明を発行した上での対応、それはまず不可能です。2 点目、公費解体あたりで何とかならないか、そういったことでありますけれども、今回の地震による公費解体と、従来管理が行き届かない、その分の解体とは全く制度が別のものになってきますので、今回の地震に紛れて一緒に壊すとか、そういったことは一切できませんし、国に対してうちが補助もらう以上は、やっぱりきちつきちつとせんと何もかんも一緒にたいというふうになってきますので、そこはすみ分けをして、制度でできる分は救いますけれども、できない分はどうしてもやむを得ず残すしかない。あとは特定家屋に認定した上で、あくまでも個人の財産に行政が手を付ける、非常に難しいことになってくるかと思ひます。そこはもう慎重に対応していくしかない。国の補助事業あたりで、以前、一般質問でもありましたけれども、国土交通省の補助事業にもありました、先進自治体がどうやってやったのか、そういったことも参考にしながら取り組みたい。どうしても一般財源、必要になってきますので、まずはこの震災を乗り切る、その後、新しいまちづくりの中で対応していく、それがベストだというふうを考えます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 分かりました。公的資金による解体工事は危険家屋はできないということで、それが当たり前のことかなとは、今思ひました。それで、空き家を含めて、住宅用家屋が建っている場合、土地に関わる固定資産税は 6 分の 1、都市計画税は最大 3 分の 1 軽減されるとされています。住宅用地の特例という制度ですが、建物を解体すると、その制度が適用されなくなるため、税金が上がってしまうということですが、今回被災した家屋の公費解体後の固定資産税はどうなるのかお伺ひいたします。今、罹災証明書を発行して、全壊・半壊などの家屋を解体した後の固定資産税ですね。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ご質問いただきました。誠に申し訳ありませんが、私、総務課

でありまして、なかなか詳しい分野まで答える部分ができません。しかしながら、本来であれば、1月1日付けの土地所有者、家屋の所有者に税金がかかります。今年の1月1日の分については、もう減免措置を今後とられるかと思いますし、滅失した分は滅失届あたりをとっていただく、それに応じて土地の固定資産税の課税標準の特例というのがありますので、それをどう取り扱うかというのは、税務課の判断、政策的な判断にもなってくるというふうに判断します。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） それでは、次に移ります。県道23号及び県道339号、通称二重の峠で、通勤で利用されている阿蘇市以外の居住者の冬季対策について質問いたします。国道57号線は阿蘇大橋地区で甚大な被害を受け、緊急対策工事が進められていますが、復旧の目途が立っていないため、国道57号線の迂回ルートとなっている県道23号菊池赤水線及び県道339号北外輪山大津線の渋滞が問題になっております。特に冬場は路面凍結による交通事故や通勤時間の延長等、想定外のことが起きないか危惧しているところでございます。阿蘇市にはNOK熊本工場をはじめ、オムロン阿蘇、熊本シール工場、東京応化などの多くの人が働く会社があります。そこで、阿蘇市以外、大津、菊陽などから阿蘇市に通勤して工場働いている方の把握はされているかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。今月でございますけれども、8日の日に熊本県に対しまして、市長をトップに市議会、それから阿蘇市管内の3つの企業連名によりまして要望書を提出させていただいております。ご質問の阿蘇市管内の関係企業の、阿蘇市以外の居住区から通勤されている社員さんの数でございますけれども、まず関係企業の3社といたしまして約950名でございます。これについてはNOK株式会社、東京応化工業、それからオムロン阿蘇でございまして、3社の合計で950名でございます。そのうち404名にあたります42.5%の社員さんが大津でございまして、熊本市方面のほうから通勤なさっているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 3社合わせて950名のうち404名の方が阿蘇市外からの、工場に從事されている人であるということを説明を受けました。私もその明る日、NOKさん、オムロンさん、東京応化、熊本シール工場、河津工業、4社企業を回って、どのくらい阿蘇市外から来られているのかなと思って調べたわけでございます。やはり本当にたくさんの方がこの県道を通って、二重の峠を越えて来られております。このようなたくさんの方が仕事で阿蘇に来ておられます。この人たち以外にも、サービス業や公務員、復旧工事に従事されている方などを含めると、たいへんな数です。冬場を控え、これまで積雪などで年間3、4回、ミルクロードの通行止めが発生しており、工場も月間生産計画に基づき、簡単に臨時休業することは困難であることから、そういったことを企業関係者から聞いております。今後、大きな企業の誘致が期待できない以上、やはり既存の企業を大切にすることが最も重要だと考えられます。そこで、事前に積雪等が予想されるとき、阿蘇市以外からの通勤者を対象とし

たショートステイ、短期の宿泊への支援策を地元旅館組合やペンション組合などと連携して、この短期宿泊などを検討してみたらどうでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 旅館組合あたり、ペンションあたりでショートステイなどできないかということでもあります。それについては、私も冬のこの対策は予防で帰らないという人もいらっしゃるということで、数はちょっと多くなるぞとっております。それは認識して、旅館組合等とも話を進めておりますけれども、なかなかいろいろキャパの問題とかあって、まだ最終的な皆さんにお伝えできるようなお話になっているものではございません。それで、やはりこのことは市でも取り組むべき問題とは思いますが、やはり国・県あたりに、やはりこの実状は、3月まで長いので、やはり旅を目的にした宿泊の補助が出ておりました、ずっと。旅を目的じゃないものでもできないか、そういったことも訴えていきたいとっております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 私なりに単純に考えたわけでございます。冬場は観光シーズンでもないことから、旅館業者やペンションも稼働率が低いということで、双方どちらも助かるんじゃないかなという発想で質問したわけでございます。

また、それから震災対策事業として、復興割を利用した補助事業を利用して旅館組合やペンション組合などの企業との間で、防災協定の締結ができないか伺いたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今のようなことも含めまして、今一度、県あたりと相談をして進めていきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 課長の気持ちは分かりました。やはり、私としましては危険な場所にもう近づかないというのが基本だと思います。やはりこの冬場を乗り越えるためには、いろんなアイデア、いろんな知恵を絞って、議員、または執行部の皆さんたちと、いろんな知恵を絞らんと、本当にこの冬は二重の峠、あのときあざんすればよかったというようなことになり兼ねないと思えますので、皆さんの知恵を絞っていただきたいと思えます。

終わりに、冒頭に述べましたように、今後大きな企業の誘致が期待できない以上、やっぱり既存の企業を大切にすることが最も重要ではないかと思えます。それから、阿蘇市外から工場で働いている人がNOKさんやらオムロンさんなどを見えますと、50%になっております、市外から来て働いている人がですね。地元の雇用率が90%になるよう、人づくりはもちろんのこと、人口の流出などの施策も重要になってくると思えますので、皆さんの本当にいい知恵を絞り合って、今回乗り切っていこうではありませんか。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君の一般質問が終了いたしました。

お諮りをいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 35 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番議員、園田浩文でございます。

一般質問に入ります前に、4 月 16 日に本震により行方不明になっておりまして大和晃君の捜索に当たっては、市長を先頭に執行部の方々のたいへんなご協力により、8 月 14 日には DNA 鑑定の結果、本人であるというふうに判定が出たわけでございます。白川の捜索につきましては、約 300 名の方々の協力を得て捜索をやってまいりました。本当に友人の一人として、たいへん皆さま方にはお世話になったこと、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして 4 点のことを一般質問させていただきます。

まず最初に、私も育ったこういう立派な阿蘇が、平成 24 年の水害、また地震の被害等によって、ああいう大変な姿になろうとは思ってもいなかったところでございます。今回の地震によって、大まかでございますが、だいたい何箇所ぐらいの山腹の崩壊があったのかお聞きします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

治山事業関係で調査をした段階ですけれども、76 箇所の約 120 億円の被害ということで把握しております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 農免道路の 8m の道路を走ってみますと、狩尾の上部ですかね、扇状に、この前、五嶋議員たちが草刈りをされたところの下あたりが一番被害が大きいのではないかなというふうに走るたびに思っていますが、だいたいおおよそ参考までですが、何 m の何 m ぐらい崩れていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ご質問にありました狩尾地区の崩壊、扇のマークよりちょっと東側だと思いますが、ちょうど市営の狩尾団地の上あたりになるところでございます。だいたい高さが 260m、幅が 130m と、あくまでも写真上ちょっと計測した数値ですので、若干精度は劣りますが、だいたいそれぐらいの規模になっておると思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 平成 24 年の災害では、宮地、坂梨方面の崩壊がたいへん多く見られて、今回の地震は北外輪山のほうの一带がたいへん多く被害があったように見ております。これは地震の断層といいますか、そういうところの影響があったのかなというふうに思って

おりますが、もちろんあれだけの被害でございます。今後、国・県、こういった防災の手立てを計画されておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 今回の山腹崩壊につきましては、特に北外輪山も西側のほうが激しいような状況でございます。今回の特徴としまして、本来、山腹崩壊は雨等の場合は、どっちかという集水域、要は谷間のほうが土石流とかで崩れる例が多いんですけど、地震の場合は、専門家の先生によりますと、やはりああいふ尾根部分の出っ張りのほうが力の集約が受けやすいということで、主に出っ張りの部分に崩壊及び亀裂が入っているように感じております。特にその中でも、今回の地震後の豪雨災害にもよりまして、崩れている部分もございまして、県の振興局の土木部に確認いたしまして、特に砂防事業がやはり必要になってくると。今言う溪流の部分で災害関連緊急砂防事業という事業がございまして、もうこの件が先般の全員協議会でも説明、一応ご報告申し上げましたが、現在 12 箇所指定がされておりました、阿蘇市管内で計 44 億円の事業が決定しております。一応これは本年度を含めました 3 年間の事業ということになっておりまして、現在、測量、地質調査、設計を実施中でありまして、今後、地元説明会や関係機関との協議実施後に用地買収に取りかかりまして、用地完了箇所からもう順次工事に着手する。あくまでも災害ですので、緊急を要するというところで、なるべく早く着手するように聞いております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 測量関係の工事は入っているということで、課長は今、3 年間ですというようなお話が出ていますが、3 年間で工事が完了するということによございませうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） あくまでもこの災害関連緊急砂防事業というのは 3 年間の事業ですので、とりあえず 3 年間で終わらせる。もちろん災害と一緒に繰り越しもできますが、一の宮、平成 24 年の災害を受けまして、一の宮地区にも 15 箇所ほど入っておりますが、一応それも 3 年ないし 4 年ですべて完了いたしております。これで終わらない部分につきましては、あと激特事業とかもございまして、もちろんこれに入っていない箇所も、今後そういう部分での拾い上げを、県としては検討していくということでございませう。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 砂防事業あたりが山腹のほうに入りますと、例えば道路整備、山林の道路あたりの整備も一緒にやっていくようになるかなというふうに思っておりますが、そのあたりは、課長あたり、何か考えがございませうでしょうか、山林の道路の工事関係について。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 一応砂防事業は用地を買収して行うという形になります。道路につきましても、砂防事業は溜まった場合、後から土砂を撤去したりする必要がありますので、一応維持管理用として残されるというふうにも聞いておりますので、一応そういう中では今後計画の中にうちも話し合いに入れていただいて、地元の要望あたりも伝えていきな

ら、ご期待に添えるような形でできればいいなというふうには思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） なかなか今、材木等の値段あたりも非常に厳しくなっておりますので、山林あたりの道路あたりも整備できて、機械を横付けしてでも間伐した材料あたりが乗せて出荷できるといったような道路が整備できればなというふうに思っております。

それと、砂防工事は分かりましたけれども、堰堤あたりの工事の計画はありますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 治山関係を申し上げます。砂防は先ほど言いましたように、土地を買収して人家を守るということで立てますが、治山は山を守るということで、民家の土地にその構造物を置かせていただきたいということで、買収はしません。そういった形で進めてまいります。先ほどの76箇所の中で本年度、砂防と一緒にですけど、災害関連緊急事業ということで、いろんな事業を使いまして11箇所行うことにしております。基本的には1年目は緊急施業で行いまして、2年目から29年、30年度で激特事業で優先順位を付けながらやっていくと。それ以外については、単県の事業ということで地域の要望に応じながら、随時やっていくということで、治山はそういう流れの中で行います。ちなみに、4年前の災害につきましては、治山関係は140箇所ありましたが、既に8割程度はもう済んでいるということで、完全に全部が全部終了はしておりません。そういう状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 堰堤関係が11箇所計画されているということでございます。だいたいの位置も何か図面等に落としてありますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今の段階では、緊急関連治山事業として2箇所、狩尾地区と黒川の部分ですね。それから、復旧治山事業ということで4箇所、三野、狩尾、三久保、的石というふうになっております。それから、治山施設災害復旧、これは既存の施設の修繕、これについて南山ということで、国がこれは代行で行いますが、これが4箇所。それから、県営での災害復旧が1箇所、西小園というところが今計画されております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） これはまた課長、私が直接お伺いしまして、何か資料をいただきたいなというふうに思っております。結構です。

前の阿南議員のときに、市長のほうが今後も逃げんできっかりと防災のほうはやっていくというようなお話があっておりますが、この山腹崩壊、阿蘇市全体が今そういう状態であります。何か市長のいい知恵がございましたら、しっかりと中央のパイプを使っていたら、何とかお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） これもちょうど4年前のことですけれども、集中豪雨によって、先ほど課長からも話がありました、溪流がほとんどやられた状態です。それと、今回は地震によって出っ張りのところがやられました。いずれにしても、この外輪の山々は何かあると大

変な状態になる。イコール、その下には大切な住民の皆さん方がおいででありますし、常日頃、4 年前から直轄事業で何とかお願いをしたいということが自分の希望でもあります。それと同時に、熊本県がよく今、防災のハザードマップというのでしょうか、すべて作り上げて、園田議員のところにも危険区域とか、そんなものがもう作られていると思いますけれども、でももう既にそういうことが県が分かっているようであれば、やっぱり積極的にこういう災害のときだけの対応ではなくて、日常の対応で予算の範囲内で、1 期でも 2 期でも 3 期でもいいから、やっぱり毎年毎年やっていただく事業、それをしていただくことが大事であると思っております。その姿を見て住民の皆さん方も安心をすることにもなりますし、そのためにはまずは熊本県の直轄事業として、特に砂防事業所というものをこの阿蘇のほうにつくっていただきたい。そして、年間の計画をしながら費用を投入して、安全な安心なハザードマップで、特に厳しいところあたりを優先をしながら、まず作っていただくということが大事であると自分で思っておりますし、そのことが叶わないようであれば、やっぱり国の砂防の直轄事務所をつくってもら。そのことによって、住民の皆さん方とこの世界の阿蘇といわれる一番胸をはって安心・安全な地域に仕上げていくというのが大きな課題であると思っております。そのことを思いながら、これから熊本県のほうにもその直轄をつくってほしい、そんなことをお願いし、かつ、どうしてもできなければ、またいろんな人的パイプを使い上げながら、この後の私のいろんな取り組みをする事業の中でもこのことを実現し、安心して安全な住民の皆さん方が住んでいただけるような直轄の事務所というものをつくるべく、しっかりと働きかけていきたい、そんなことを思っております。でないと、とてもじゃないけれども、もう報われないし、いつも何か災害があると、すぐ避難勧告とか、避難所に避難してくださいとか、そんなことばかりの繰り返しでは住民の皆さん方も落ち着かないだろうし、特に高齢者の皆さん方は大変なことにもなると思っておりますから、そのへんをしっかりと考えながら、今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） ありがとうございます。現在、阿蘇市のいろんな出先機関が縮小されて、少しずつなくなっていくようなときでございます。今、市長が言われました、そういう出先のしっかりした機関をやっぱり阿蘇市に拠点をおいて、しっかりと腰を据えて復旧・復興に当たっていただきたいなというふうに思っております。市長も県のほうにも、国のほうにも、どんどん上京していただいて、しっかりとそういうところをやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移させていただきます。この防災マップについてでございます。今、市長のほうからも話が出ましたが、これは最終的な保存版ということで、27 年の 5 月に改定して各戸 1 万部以上、各戸に配布してある防災マップでございます。保存版は 27 年の 5 月ということですので、今回の地震と当てはめるにはもう非常にちょっと難しいかなと。全体を見ても、土砂災害その他水害のほうの防災マップに当たるかなというふうに思っております。この中をちょっと見ても、この防災マップも国土地理院の承認を得ているというふうに掲載しております。この中に 8 ページ以降にレッドゾーンとイエローゾーンのこ

の区分関係がずっと載っているわけですがけれども、この監修というのは結局は県のほうでやっているということでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 27年の5月にこの防災マップ、作らせていただきました。その前は平成22年にこういった形で作っております。22年の後、平成24年に九州北部豪雨災害、その折にやっぱり市長も申されましたように、土砂災害が山際、山間部で非常に多く発生した。それを受けて、熊本県のほうでいわゆるレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域、またイエローゾーン、土砂災害警戒区域、これを新たに設けましたので、平成27年にこれを作らせていただいております。ただ、その後もどんどん認定が重ねられておりますので、最新の情報、これを作った後にまた追加もあっておりますので、最新の情報についてはホームページの中でリアルタイムの認定の情報ということで掲出をしております。ある程度落ち着いた段階で最終的な分をこの中に掲載する。掲載に当たっては、熊本県がそのレッドゾーン、イエローゾーンを指定する際に、詳細の図面を市町村のほうにもいただきますので、その図面を基に一つ一つこのマップの中に落とす、こういった形になっております。あくまでも阿蘇市が発行いたしておりますので、熊本県の砂防部局が監修する、そういったことはありません。阿蘇市の責任で発行いたしております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 地元との調整といいますか、例えば自分のところがイエローゾーンに何でなっているのかと、また逆にすぐ近くまでイエローゾーンは来ているのに、うちのほうまではかかっていないといったような話も聞きます。このイエローゾーンの扇状に、溪流を扇状のほうにこういうふうに掲載してあるわけですがけれども、こういうところの地元の調整といいますか、そういうところというのは市のほうでは何もやっていないということですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 地元との調整というようなご意見をいただきましたが、これはあくまでも行政として危険な区域はこのあたりまで危険ですよということを指定するものでありますので、地元と調整をして、じゃあここまでしょうか、ここまでしょうかと、そういったことはまず考えられない。ここまでは危険ですよ、用心しとってくださいよ、注意喚起を促すための防災マップというふうにご認識をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 課長が歯切れのいい答弁ですので、私も負けなようにちょっとやってみようと思いますが、各自治体のホームページを見ますと、この避難所がちゃんと住所、あとは電話番号までがきっちり載っている。例えば山鹿市であっても、例えば私が見たのが宇城、八代、こういう大体市の付くところの自治体を見ると、必ず避難所は何々町何々番地、電話番号がこうですよというのもホームページにきっちり載っているんですが、阿蘇市に関してはこれが掲載されていません。これは今後改善の余地があるんじゃないですか。



○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今ご意見をいただきました。できるだけ分かりやすくということで、いっぱい情報を載せれば載せるほど字も小さくなるといったこともありました。併せて、電話番号につきましても、この裏の避難施設を見てみますと、例えば坂梨小学校体育館とか、坂梨公民館、阿蘇体育館は常駐しておりますけれども、阿蘇体育館武道場とか、人がいない施設、電話のない施設等もありますので、電話番号については記載をされていません。ただ、電話がある施設、またその住所等も今後ちょっと検討はさせていただきたいと思いますし、やっぱり見たときに一番分かりやすくすることが一番大事なかなと思っております。参考にさせて、対応できるようであれば対応したい、そう思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 阿蘇市在住の方は、例えば一の宮中学校の体育館がどこだとか、阿蘇市立の体育館がどこだというのは、すぐ分かると思いますけれども、やはり年間多くの観光客もいらしております。そして、災害はいつ起こるか分かりません。例えばフェイスブック、スマートフォンあたりに住所を入れれば、すぐ今はグーグルでどこにありますよというのをピンポイントで教えてくれるような、そういうサービスもありますので、できればホームページあたりには、これは市のほうに各戸配布なので、大体皆さん方は分かると思いますが、ホームページのほうにはそういう住所まできちんとできれば掲載してほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。答弁あればお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 私もまだガラ携で対応しております。まだそっちのほうへついていっておりませんので、やっぱりもう世間一般的にはもうスマートフォンの時代になってきております。そういったご意見いただきましたので、検討はさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。やはり防災の先頭を立ていく課長ですので、やっぱり今後できれば、スマートフォンあたりを使っていいただければ情報の交換が非常に、これはもう格段に違いますので、昭和と平成ぐらい違いますので、何とかスマートフォンの使用を、できればお願いしたいなというふうに思っております。課長、結構でございます。ありがとうございます。

次は、2番目のほうの質問に入らせていただきます。花原川、宮原川の堤防嵩上げ工事の今後についてということで質問をやっていきたいと思います。この事業は先ほど来、出ています平成24年の豪雨災害のときから計画をされております。当初、激特で概ね5年というふうに期限が切っておりますが、これに関しては変更はございませんか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ご質問にお答えします。

その前に、ちょっと平成24年の激特事業でこの事業が、現在県が行っておりますが、その経緯について簡単にご説明を申し上げたいと思います。一応、内牧地区の北側を流れております花原川、宮原川といいますのは、花原川は途中まで戦場ヶ橋までが花原川ということで、

県河川でございます。下流から戦場ヶ橋までは県河川で、花原川ということで県河川でございまして、それから上流部は市河川の宮原川ということになっております。議員が言われたように、平成 24 年の激特事業に併せまして、黒川の河川改修及び内牧を浸からないようにというような改修の事業の中で、一応この河川の改修事業が持ち上がりまして、半分は市河川でございますが、県の事業ということで県が現在改修事業を行っております。大きな目的としまして、やはり河川の改修を行って水が流れやすく、当然川幅も広がりますし、河川の線型も変わります。それともう一つ大きな事業が、内牧にまず水が入らないように、輪中堤の一部でございますが、左岸の堤防を改修して嵩上げする。それに伴いまして、橋も一応戦場ヶ橋、小里新橋、黒橋等 3 つの橋梁を架け替えするような計画になっております。

現在ご質問の進捗の状況でございますが、一応県振興局の土木部に確認しましたところ、河川改修の延長 1.8 km の中で、堤防嵩上げ延長が 1.8 km ございますが、現在右岸側をやっております。それに伴いまして今後橋梁の架け替えにも入っていきますし、左岸の堤防の嵩上げあたりも行いながら、予定では 29 年までに終わるとなっておりますが、実際、繰越も入れまして、事業計画内には完了させるということでお伺いをしております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） それでは、平成 30 年の 3 月までには完了できるという見込みがあるというふうに県では考えているということですかね。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） あくまでも計画でございますが、平成 29 年度の事業、繰越も入れて平成 30 年までには終わらせるとなっておりますが、何しろ橋梁架け替えが 3 つございますので、激特事業でもと終わらない場合についても、引き続き河川改修事業の中で取り組んでいくというふうに聞いております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 課長の答弁の中で、内牧の温泉街のほうといいますか、街のほうを守るためといったような、ニュアンスで聞こえたんですけども、前回のときもあそこの内水がたいへん溜まって、一面海の状態になっております。今回やっぱり地元のほうでは、図面のときはまだあまり話が出ていなかったんですが、だんだん今の約 3m ぐらいありますか、堤防が出来てくると内水のほうの水をたいへん心配をされております。この件に関しては、課長、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 内水と言われますと、どちら側になるんですか。右岸というか、河川より北側ということでよろしいですかね。はい。現在、右岸側の、議員が言われたように、もうプレロードということで地盤が悪いために、土盛りがもう先行してしてあります。非常に計画高よりも余分に盛ってある関係で非常に高くなっておりますが、あそこにつきましては先ほど言いましたように、橋梁架け替えのために右岸は嵩上げしてございますので、一応今は嵩上げしてある部分と、すり付けの部分だけが嵩上げになりまして、残りの部分につきましては一応限度の河川堤防高からあまり変わらないというふうに聞いております。

ですので、今までよりも良くなるというか、実際、今までは河川からの影響水あたりもあったし、バックウォーターもあったと思うんですけど、今後はバックウォーターを防ぐために、一応ゲートあたりの検討もされておりますし、そういう部分では大分改善されるんじゃないかというふうには思っています。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それでは、今、右岸側の堤防が今、土盛りというか、土を盛ってあるあの範囲ぐらいしか、もう後は土の土盛りは上げないということですよね。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 実は、一昨年ですか、計画が出来ました段階で、一回地元に説明会をしております。その当時は、右岸に避難道路を造るという計画がありまして、右岸側の戦場ヶ橋から西小園のところまで、改修した河川沿いに右岸を土盛りして、避難道路を兼用するという予定にしておりましたが、事業年次の関係ですとか、事業費及び先ほど議員が言われました右岸の内水ですね、右岸農地の内水の問題等もありまして、そんなに仕切堤防みたいなのを造っていいのかという検討も、総合的に検討した結果、一応今年、年度当初に一回県と協議をしまして、避難道路は左岸の堤防の内側に付けてということで、大きくちょっと計画変更した経緯がございます。これについては地元、一応区長会の方々には集まっていただいて、一度説明はしておりますが、そういう経緯でやっていた経緯がございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それでは、今後、工事をちょっと時系列じゃないですけども、橋が4橋、それと市の鍋釣線側に1橋、新花原橋がありますけれども、通行がまずできなくなるということはないと思うんですけども、大体橋の順番でいいますと、どれから大体通行止めになっていくというのを、そういう行程が分かりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 議員が心配されますように、橋が3橋架け替えがございますし、1箇所、鍋釣線の新花原橋は災害で被災しておりまして、そこも修理の必要がございます。とりあえず今回、議員が言われました橋の架け替えにつきましては、小里新橋、これは内牧中央線の橋でございますけど、これにつきましては現在もう右岸の、橋台下部工の発注がしてございます。戦場ヶ橋が今後、今年の12月に右岸の下部工を発注するようになっております。実際の通行止めは、戦場ヶ橋につきましては、その後すぐ来年、平成29年の1月からもう通行止めということになりますので、その部分はぐるっと回って小里新橋のほうに迂回していただくという形になりますし、その後、小里新橋も平成29年の4月からは一応取り壊しということになりますので、黒橋に迂回していただく、それと新花原橋に迂回していただくような形になっていくかというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ちょっと一遍に私も頭が覚えられなくて、これはちょっと時系列で図面にでも落として、ここからここまでが大体いつまでが通行止めというような、そういう打ち合わせはまた課長のほうとやりたいと思います。

といいますのも、今回の地震のときの避難指示、これが第1回目が4月18日の夜の11時、23時15分に避難指示が出ております。鍋釣線でも4地区で343世帯、約922名、こういう方が一斉に逃げんといかんというふうな感じになっております。雨の場合は、例えば雨の流れでありますとか、雲の流れで、予防的避難というのがもう先に早く逃げてくださいというのは、私たちもう常々言っておるんですけど、自分の命は自分で守るところで、予防的避難を言っておるんですけども、例えばこういう地震のときは、突発的に来て避難指示が出る場合がありますので、こういう避難経路をしっかりと市民の皆さんが分かっていないと、夜中に出ていかんといかんと。そして、行ってみたら、橋が工事で通行止めで通られんというようなことがないように、今後、工事中におきましても、電光掲示板等の何か設置を県のほうにお願いしたいなというふうなところもございます。宮原川のすぐ近くに住んでおられます部長、いかがですか、避難経路については。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 避難経路ということでございます。確かに今の経路といたしましては、非常に難しく、橋が3橋架け替えられるということで、非常に複雑になってくと思うんですよね。そういう中で、やはり県と打ち合わせながら、鍋釣線沿いの住民の皆さんに周知していく、そういう手段は必要だと思います。それについては、どのようにするかというのは、県と協議しながら進めていかなくちゃいけないと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。部長の家は、はな阿蘇美の裏からすぐぽつと逃げられるわけで、うちあたりはずっと奥のほうから出てこんど、なかなか逃げられないというところで、最終的には堤防の上に、これはちょっと前から言っておりますが、防犯灯、これが最終的な段階に来たときに、何とか市のほうからも県のほうに要望していただいて、あの上に防犯灯を何とか設置をお願いしたいというふうに思っております。部長、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 非常に今度の形というのは、ちょっと複雑といいますか、ちょっと高くなりますものですから、どのように暗い部分が出来てくるか、そういったところも、橋が3橋替わるということで、上がっていく部分がどのように見えていくか、そういうようなものは出来ていかないと分からない部分もありますけれども、必要に応じられれば、要望もしていかなくちゃいけないんですけども、そのへんは出来上っていきながら、皆さんと協力しながら県にお願いできるならば、またやっていかなくちゃいけない部分だろうと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 県との調整あたりをしっかりとやっていっていただきたいと思います。ありがとうございます、部長。

この工事期間中、鍋釣線のほうからも15、6名の小学生の子どもさんがここを通行されます。教育委員会のほうでは、通学路をどういうふうに考えていらっしゃるか、短めにお願い

します。すみません。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ご質問のありました堤防嵩上げ工事に伴います通学路の変更ですけれども、まず戦場ヶ橋と小里の新橋、体育館からの橋と、りんどうタクシーから湯浦中央線に行く橋の2橋がまず工事に入ります関係上、黒橋のほうはまだ残っているということで、湯浦中央線を利用する方々につきましては、中央線の上流にあります黒橋を利用させていただくようになりますので、黒橋から小学校につきましては、入船のほうに向かいまして、入船の横から阿蘇製粉、新町の公民館の近くを通りまして内牧小学校というコースになるかと思えます。

それから、中学校はまた中央線に戻るといような形になりますけれども、現在、関係する内牧小学校、それから阿蘇中学校につきましても、校長先生以下、各集落の先生方、担当者の先生方、それから関係のPTA、部落長さんあたりの協議をお願いして、通学路の変更につきまして現在取り組んでいただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。委員会のほうで計画をされているような、ちょっと図面を見ましたけれども、基盤整備の中を歩いて通学するようであれば、小学1年生もいますので、そしてまた1カ月、2カ月というような期間じゃなく、結構長い期間、使わないといけないので、舗装関係もその後、少し考慮していただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

続きまして、支援物資の内容と備蓄保管について質問いたします。今回の震災でも、かなり多くの物資が各地域より阿蘇市のほうに支援をされております。例えば毛布あたりがたいへん何千枚も出ていると思いますけれども、今後の使用について、毛布その他、口にするもので例えば期限切れのものがあつたりすると思いますけれども、そういうところの対処法は何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えいたします。

今回の地震でも、全国さまざまところからたくさんの物資をいただいております。毛布等につきましては、日赤等を通じてこちらから支援を要請したものでございますけれども、いかんせん使い古された毛布ですので、なかなかその再利用というのがちょっと難しい状況にあります。今後の災害に備えて、4年前の水害のときも使用した毛布は、ある程度はストックして災害に備えたところがありました。ですので、今回も一部ではございますけれども、そういった利用法を考えております。

あと、水と食料品につきましても、賞味期限のかなり長いものをこちらでは要請しておりますので、そういったものについても今後の災害に備えて備蓄する方向で考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 災害が起きたら最低3日間ぐらいの非常食あたりは各個人で確保するというようなところが平成24年の災害でも今回でも、私も実感したところがございます。

この備蓄は中通小学校のほうに全部備蓄されているんですか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おっしゃるとおりでございます。中通小学校の体育館のほうに、ほとんどの物資を保管しているところでございます。一部、マットとか、畳類につきましては、宮地小学校の体育館を利用しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 災害はいつ襲ってくるか分かりませんので、備蓄の中の内容あたりはこまめにチェックをされて、もし不足するような分があれば、今、水あたりでも5年間は大丈夫のような水も出ておりますので、4年前にもらえば、あと1年間しか使えないといったところも出てくると思いますので、そのあたりはしっかりと注意してもらいたいなというふうに思っております。よその地域では、第二の災害ともいわれるように、支援物資を今度はさばくの、そういう期限切れの物なんかを処分するのに大変な費用が要って、バザーをやった自治体もあるというふうに聞いておりますが、阿蘇市ではそういうことはないと思いますけれども、心のこもった支援物資ですので、しっかりと取扱いをお願いしたいと思います。課長、ありがとうございました。

それでは、災害、災後の質問に入らせてもらいます。平成24年も豪雨災害がございました。この教訓はしっかりと活かされたかというところでございます。避難所に私も足を運んでみると、大変なお年寄りが腰を曲げて、配膳のところに長蛇の列に並ぶと、そういったところも見受けられました。避難されている方の中には、私が元気だからトイレ掃除でも配膳でも言うて下さいというような言葉も聞きましたけれども、なかなか市の職員さん方がたいへん少ない人数で、本当にいろんな苦情も聞きながらやっておられたなというふうに思っております。今後、こういった避難所の対応については、どういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 災害の種類、大きさ、規模、阿蘇市だけなのか、熊本県全域なのか、それによって対応のやり方も大きく変わってくるかと思えます。今言えるのは、職員も、何度も申し上げますけれども、職員が200人おるから200人確実に30分以内に来られる、1時間以内に来られる、そういった状況でもありませんので、まず大きな災害が起これば、幹部職員が集まって、その中で何を一番優先すべきか、その中で優先順位を決めて、まず人命救助、安否確認、そして被災者の支援、そういったふうになってくるかと思えます。ケースケースに応じてやっぱり市という組織でありますので、その中で協議し対応してまいりたいと、そのように思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。また最後、ちょっとスマートフォンに返ってきますけれども、今こういう時代でございます。避難所各担当の方に例えばこの支援物資が何が足りない、ここに何を持ってきてくださいというのは、今、ラインアプリとかありますけれども、あれをグループで共有していれば、みんながここに何が足りない、ここに誰

が足りないというところまで、みんなが把握できるようなシステムがございますので、課長もスマートフォンに替えて、しっかり対応してもらいたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君の一般質問を終了します。

続きまして、2 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） お疲れさまです。一般質問最後になりましたけど、何とか 45 分、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 番議員、日本共産党、竹原祐一です。まず、発言通告書により一般質問を行いたいと考えております。

その前に、改めて今回の地震で被災された市民の皆さんにお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方に対しお悔やみを申し上げます。今回、熊本地震、日本共産党は地震の発生以来、すぐに翌日、避難所を回り、そして避難された皆さん方の要望、それを聞き、阿蘇市に対し 3 回の行い要請を行いました。要望書を出し、要請を行いました。4 月の 23 日、5 月の 2 日、そして 5 月の 26 日、避難された皆さんの切実な要求、それを阿蘇市に要望書として提出を行いました。また、その後、阿蘇市、また J A、阿蘇温泉旅館組合に対し、義援金も配布いたしました。

まず、質問通告要旨の中の避難所について質問をさせていただきます。避難所の種類として、自主避難所、そして指定避難所、それから福祉避難所という形があります。この福祉避難所という形は特殊な形態なので外して、指定避難所、それから自主避難所、この 2 つについて質問をちょっとさせていただきます。

この中で日本共産党も阿蘇市に出した要望書の中で、プライバシー対策、つまり、ついたて、その問題、そして避難者の健康管理の問題、そして洗濯、入浴。入浴の場合は、自衛隊がすぐに来ましたので、その後、大きな風呂が設置されたという報告も聞いております。このプライバシー対策、健康管理、そして洗濯、これが非常に遅れて、パーティションなんかはもう避難者が大分少なくなった時点でパーティションが設置されたという話もありますので、そのへんの当初にこのプライバシー対策とか健康管理、これは 4 年前の災害においても教訓として出された問題だと思ふんです。それが今回の地震においてもまだその教訓が活かされていない。この原因はどこにあると思ひますでしょうか。質問に答えてください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今のご質問、お答えをさせていただきます。

まず、プライバシーの問題というのがあったかと思ひます。4 月 23 日現在、13 時現在になりますけれども、避難所、指定避難所 8 箇所、自主避難所 17 箇所、全部で 3,000 人以上の方が避難をされております。その上、22 日、23 日、先ほど市議が言われましたけれども、18 日ぐらいからずっと雨の状況でありました。地震直後の大雨の警報、洪水の警報、当然多くの方が逃げて来られる可能性がある。一番いいのはやっぱりパーティションで仕切ってプライバシーを保護する、それが一番いいんですけれども、やっぱり多くの方を受け入れるため

には、もう自分の敷地といいますか、そのプライベート空間を取ってしまっていると、なかなか受け入れられない、そういったことも実際ありました。ただ、物資等の来るものについても、パーティションあたりちょっと遅れたのも事実でありますし、まずは多くの避難者を受け入れる。余震も続いた、受け入れるためにはある程度キャパを確保する必要がある、そういったことでやむを得ず遅れた、そういうふうにご認識をお願いしたい、そういうふうにあります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今のプライバシー対策については、そういう大雨の状況もあったということで理解はします。ただ、健康管理の問題、避難所に避難された市民の皆さんの健康管理、これは非常に重要な問題だと思います。それが実際いつからなされて、どのぐらい続いたのか、そのへんをちょっとご説明お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今ご質問いただきました健康管理の部分でございます。まず、4月16日発災以来、まずは要介護者への対応といたしまして、発災直後、翌日なんです、すぐにケアマネさん及び介護事業者さんと連携をしまして、まずは訪問、電話等による安否確認を行いました。施設入所者以外の在宅の要支援介護認定者1,200名ほどいらっしゃいます。独居等により自宅での生活が困難なケースもございます。それらの方々につきましては、避難所、あるいは介護事業所施設等への一時避難を手配するなどの被災者支援を行いました。介護施設の中には発災後すぐに満床となった施設もございました。しかしながら、国のほうからも通達が来まして、そういった在宅生活が困難なケースにつきましては、柔軟に対応を行うように通達もありました。それで、受入可能状況を集約管理しながら、緊急性の高いケースから順次利用の調整を行いました。

それと、発災16日、17日には県外からも医療とか福祉関係者の派遣支援の申し出等もいただきました。それで、本市も保健師、栄養士等おりますので、それらの方々などと情報の共有、課題の打合せ会議につきましては、毎朝行いまして、昼夜を通して24時間体制で、高齢者の把握、健康管理に、巡回等を行っております。状況といたしましては以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ありがとうございます。震災後、市民の健康管理に尽くしていただいたということで理解をさせていただきます。

それと、自主避難所、それから指定避難所、この自主避難所の中でも、例えば宮地にありますかんぼの宿、それと阿蘇体育館付近の車中泊をされた方、この開きですね。それと、車中泊にしても、私が見る限りでは、1カ月近くあそこの阿蘇体育館の駐車場で車中泊をされた。それで話を聞いてみると、自分のところにペットがいると、どうしても避難所には連れて行けないと、迷惑がかかるからと。それで、仕方なく車中泊をしているんだと。車中泊の問題でも新聞報道とかそういう中で、エコノミークラス症候群の問題が出てきています。実際、この車中泊に対しても申し入れの中で、健康管理、問診などを行ってくれという要望



も出しています。実際、その車中泊された方に対して、人数を掴むことも実際不可能でしたが、通常、昼間おられるときとか、そういうときに訪問し、健康状態の確認とか、そういう形で実際に行われたのかどうかお聞きします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 先ほど申し上げましたとおり、各県、各ドクター、看護師チーム、地域リハビリテーションチームなど、続々と阿蘇市のほうにも来ていただきました。一応それらの方々につきましては、5月の25日までは連日取り組んでいただいております。本市の保健師、栄養士と共同で巡回したところでございます。極力、基本的には指定避難所、避難所関係を巡回していただきましたが、そういった車中泊の方々もいらっしゃいましたので、人数を割り当てて、そういった駐車場等に車中泊されている方々のところにも出向いて、エコノミー症候群等のケアに当たったところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 分かりました。

そしたら、次の福祉避難所の問題について質問をさせていただきます。まず、福祉避難所の定義というんですか、福祉避難所の対応の基準という非常に分かりにくいんですけど、対応する人、その人はどういう、例えば障がい者とか、そういう形の内容ですけど、対応基準、それは実際高齢者、障がい者、それから乳幼児、それから妊婦の方も入っています。また、要介護者とか、そういう方も実際この福祉避難所の対象者になっています。それでお聞きしますけれど、この阿蘇市において、福祉避難所を設置しましたか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

福祉避難所を利用される方の定義につきましては、竹原市議おっしゃったとおりでございます。一般の避難生活に特別な配慮を要する高齢者や障がい者、またはこれに準ずる方々のことで、福祉避難所については一般の避難所以上の環境を整えるということで、例えばバリアフリー、簡易のベッドを置く、ポータブルのトイレ、そういったものを設置するということで環境を整えて、そういった方々に配慮するというところでございます。

阿蘇市としては、4年前の九州北部災害以後、市内の社会福祉施設17施設と協定を結びまして、こういった災害が起こった場合の受け入れについて、福祉避難所としての利用についての協定を結んでおります。ただ、今回これらの施設が被災したことで、実質的な利用はなかったんですけれども、そういった方々の受け入れについて、十分準備は整えておりました。また、そういった施設が被災したことで、阿蘇体育館の一室に先ほど申しました、その環境を整えて、こうした方々の受入先として用意はしておったところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） その阿蘇体育館の福祉避難所ですね、私は訪ねて行ったんですよ。そして、体育館の中に入って、職員の方に聞きました。ここに福祉避難所はあるんですかと、そしたら、向こう側に控え室がある、ベッドとか置いてある部屋があるから、それが多分福祉避難所じゃないかと、そういうふうに答えられました。実際行ってみると、そこにベッド

というのか、椅子ですね、それが5、6脚並んでいた状態ですね。椅子というのか、ベッドのような長椅子ですね。それが5、6脚並んでいた状態です。福祉避難所については、そういう定義はされていないと思うんですよ、実際。体育館の職員も福祉避難所の所在地は、福祉避難所という名称も知らない、あるということも多分そこやろうと、そういう形で訪ねて来た者に対して答えていると。それ自体、福祉避難所があるということを市民に知らせる、その努力が今回欠けていたと思います。

それと同時に、今回、かんぼの宿の利用がありましたね。それを実際、協定を結んで、介護施設以外にかんぼの宿も福祉避難所的な形で協定を結べる状態には無理でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問については、まず前段の部分でちょっとお答えをさせていただきます。阿蘇体育館を利用したやつなんですけれども、内牧支所のほうに1名、そういった対象の方がいらっしゃって、この方のためにちょっと用意したところではあったんですけれども、実際、この方が利用されませんでした。じゃあ阿蘇市はどう対応したかということにつながるんですが、今回、熊本県が宿泊施設、具体的にホテルや旅館なんですけれども、そのホテルや旅館を二次避難所、要は福祉避難所として、そういった配慮を必要とする方々に利用してくださいということで、市町村に紹介といいますか、その要請がございましたので、避難所を回って、そういった配慮が必要とする方を職員で把握して、それぞれの世帯の方々、皆さん対象となる方々に、そういった避難所に移るかどうかという意向を確認した上で、そういった手配をやっております。実際に、その39世帯ほどがそういったホテル、旅館を利用されておりますので、福祉避難所的にはもうとても対応できたと思っております。

すみません。かんぼの宿につきましては、ちょっと総務課長と代わります。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） かんぼの宿阿蘇につきましては、平成23年の3月15日、この日に阿蘇市と災害時における協力に関する協定、そういうのを結んでおります。協定の中で、災害救助法が適用されるような大規模な災害のときには避難所として使ってもいいですよ、こういった協定であります。

まず、地震の後、かんぼの宿阿蘇、非常に鉄筋コンクリート造りの強固な建物でありましたので、正直、あそこに入りきらないぐらいの方が身を寄せられました。実際、駐車場にも溢れたというふうに総支配人からはお伺いしております。そのような中で、福祉避難所を設けるスペース等があればいいんですけれども、実際おられる方、300人、350人おられました。その方を出ていただいて入れる、福祉避難所として設置する、市の施設であれば、ある程度責任もって対応ができるかと思いますが、やっぱり一般の方が見られたときに、感じられたときに、かんぼの宿が私たちを追い出して、あの人たちば入れた、そういうふうに勘違いしてとられる可能性も大いにあります。客商売の宿でもありますので、そういったことは慎重に対応していかなければならない。現状として、使いたくてもなかなかもうキャパがいっぱいだった、使えなかった、そういった状況です。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私は、ちょっと誤解をされていると思いますけど、実際使っているかんぽの宿の人を追い出して、福祉避難所をつくれじゃなくて、今度新たに阿蘇は災害が非常に起こりやすいところなんですけど、そこの起こった場合、かんぽの宿を新たに福祉避難所として指定を行い、そして福祉避難所として利用していくと。それをお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 協議はさせていただきます。ただ、福祉避難所として使用する前に、一般の方がもうフルで来られて、もういっぱいになった場合には、どうしても設置はできない、そこはご理解をお願いしたいと思います。どうしても大きな災害、やっぱり誰もが非常に不安を感じる。特に支援を要する方については、やっぱり非常に不安を感じられると思いますので、できる限り丁寧な対応、それを今回の反省ということで踏まえて、被災者対応も進めてまいりたい、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 総務課長がいらっしゃいますので、ついでにこれは自主防災組織の問題にちょっと入っていきたいと考えております。この自主防災組織、今回の震災の中で、私は蔵原の地域ですけど、この地域においても自主防災組織が非常に活躍を行い、そして住民の避難、そして一人の老人世帯に対し声掛けを行い、確認を行ったという状況、それとまた消防団が2カ月にわたり毎晩防犯を呼びかけると。そういう中で阿蘇市においてもこの自主防災組織、非常に有意義な組織だと私は考えます。この自主防災組織の現状、ちょっと説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 自主防災組織については、阿蘇市におきましては117の行政区がありまして、行政区を基本として組織をされております。実際、届出があっているのが117行政区のうち112の行政区になっております。ただ、届出があっていない行政区についても、ただ届出があっていないだけで、活動的には非常に活発にされている。わざわざ届けて自主防災組織に言わなくても、やるべきことはやっとなという区長さん方もおられます。そういった状況です。率としましては、人口ベースでいうと96.3%の方が入っておられる、そういったところであります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） これは課長、補助金かそういう形では出しておられるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 平成24年の豪雨災害の後のこういった一般質問の中でも、やっぱり自主防災組織の活動を高めるためには、やっぱり補助金が必要じゃないか、そういったご意見をいただきました。しかしながら、やっぱり共助という中では、じゃあ補助金がなくなったらどうするんですか、そういったこともあります。熊本県の補助金としては、自主防災組織を立ち上げるための補助制度はありますけれども、実際運営のための補助制度、そう

いったのではない現状でありますので、阿蘇市としても現在のところ、やっぱり地域の力というのを期待しているところであります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2013年6月議会の中で、河崎議員がこの自主防災組織の中で助成金も出してくれと、そして総務課長は、助成金も検討課題としてという形で答えていらっしゃいます。実際、自主防災組織が今回非常に有意義な活動をしたという面では、この活動をやっぱり大きく、そして中身を強固にしていく必要があると思うんですよ。そのへんではやっぱり補助金、市独自で補助金、これは1行政区に対して2万円とか、そういう形であれば、また20万円を超えますけれど、やっぱりそれだけのお金を使っても、災害が起これば活動していくと。そして、市の職員と代わって地域を守っていくという意味では安い補助金だと、私は考えます。いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） やっぱりこういった災害の基本というのは、やっぱり自分の身は自分で守る、自分の地域は自分たちの力で守る、それが基本かな。はっきり言って、自分が食う分は自分で非常食として用意していただく、それが基本。やっぱりそういった考えでいかないと、いつまでもじゃあ行政に補助金、行政に補助金、補助金をやれば有効になるかも知れませんが、大事な一般財源にもなってきますので、大事に取り扱いたい、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） この補助金の問題、また改めてご質問をさせていただきたいと考えております。

次、また議題を移していきたいと思いますが、被災者の生活支援、この中で市民税、それから固定資産税、軽自動車税、それから後期高齢者医療保険料、国民保険料、保育料という減免の申請がホームページの中に出ていました。この減免の額、これはあくまでも国の基準に合わせた額でしょうか、質問をします。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

減免額ということ。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） すみません。減免の割合ですね。10分の8とか、その割合です。それと、所得水準とかありますね、そのへんの関係、基準とか割合ですね。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

この減免の割合につきましては、阿蘇市の条例のほうでうたっておりますけれども、各市町村、基本とする部分がありまして、若干なり市町村によっては変わる部分がございますけれども、概ね同じかというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君）　ということであれば、この市民の皆さんに減免をしたその額については、また補助金で国のほうから来るわけですか。

○議長（藏原博敏君）　税務課長。

○税務課長（藤井栄治君）　私が把握している部分につきましてはお答えいたしますけれども、個人住民税とか固定資産税につきましては、市税でございますので、そのバックはございません。後ほど、ほけん課長のほうからお答えがあるかと思っておりますけれども、国民健康保険税とか減免した分については、そのバックがあるというふうに聞いております。

○議長（藏原博敏君）　竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君）　ということであれば、市民税と固定資産税については、市の財政で行っていると。では、国民健康保険、後期高齢者、これの保険料については、あくまでも補助金があるから減免をしていると、そういう形でしょうか。

○議長（藏原博敏君）　税務課長。

○税務課長（藤井栄治君）　今回の減免についてということでございますが、今回、私のところでも家屋の被害認定調査を行っておりますけれども、今回の地震とか水害とかにおきまして、その災害において被災をしたということで、その被災をしたことに対して減免をするということで、通常ではない非常時の部分の措置というふうに考えております。

○議長（藏原博敏君）　竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君）　ほかの市の減免基準をずうっと見とったんですよ。そしたら、条件的にも一緒やし、減免の額もパーセントも一緒だと。ということであれば、これはその市の独自の減免制度じゃないんですね。市の独自の予算をつかってパーセンテージをまた下げるとか、また所得制限をある程度狭めていくとか、そういう形の減免制度じゃなくて、今一般的に行われている減免制度の中身ということで、私は理解しておるんですけど。

○議長（藏原博敏君）　税務課長。

○税務課長（藤井栄治君）　ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

雛形といいますか、各市町村同じように見える部分がございますけれども、これにつきましてもその各市町村で、自治体で条例で定めてするものでありますので、似たようなところがございまして、独自とは言えませんが、阿蘇市の条例で決めた部分でございます。

○議長（藏原博敏君）　竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君）　分かりました。ということであれば、被災をされた市民の方に、この減免制度を広めていただき、そして何としてでも生活再建を勝ち取っていただきたいと、そういうふうに考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。住宅リフォーム制度の設置ということで書いてありますが、実際は一部損壊の世帯、ここに対しての公的補助は何もありませんね。しかし、一部損壊、屋根瓦が落ちて、それでもやっぱり何十万、何百万のお金はかかるわけです。しかし、それは全部手出しです。ということであれば、一部損壊の世帯に対し、改修費用として市独自のリフォーム制度、例えば上限20万円を補助しますよとか、そういう制

度をつくっていただき、一部損壊へも市独自のそういう住宅リフォーム制度をつくることにより援助をしていくと。実際、この熊本の管内の自治体においても、一部損壊において損害の工事金の一部を、住宅修理金の一部を支給すると、そういう市が玉名市では半壊世帯に対し、住宅復旧補助金として 20 万円を上限に支給をしています。ですから、この阿蘇市においても、玉名ができるのであれば、実際阿蘇もできる状態だと考えます。できませんか。私は、今回、一部損壊の世帯に対し、そういう制度を作れと。一部損壊は公的な見舞金も何もありません。義援金もありません。大規模な修繕費の補助もありません。全部自腹でやっていかなあかんのですよ。そのぐらい市が、私は補助をしてもいいと思うんですよ。市長にお伺いします。いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 全壊とか、あるいは大規模半壊とか、すべてそういうことについては、国のほうで定めてやっております。ですから、竹原議員は共産党の議員さんでございますので、共産党の先生方に言っていただいて、それが実現できるように国のほうでやっていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 何かちょっと、私もよく理解はできんですけど、住宅リフォーム制度というのは、基本的には熊本県の各地で、また九州各県でやっている事業なんですよ。別に共産党の議員がどうのこうの問題じゃないと思うんですよ。市民の皆さんがほんとに安心して暮らせる、そういう自治体をつくるために、住宅リフォーム制度があるわけです。

次の質問に移らせていただきます。農地の復旧についてなんですけど、これもまた補助金の問題になります。4 年前の水害のとき、農地の復旧事業、農家負担はありましたか。そして、利水事業、これも上限 27 万円でした、確か。今回は 40 万円、それと補助率も 95%。私は、豪雨災害のときに何の負担もなしにできた農地復旧が、今回は 5%の手出しをしなくてはいけない。それをやっぱり行政して考えていただきたいと思います。そのへんについて、ちょっと農政課のほうからお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

そもそも農地復旧につきましては、国の補助で取りかかっておりますが、基本、農地であれば、50%が国の補助、個人負担が 50 ということで、この考え方はやはり個人の財産ということで、応分の負担は必要であるという国の方針の中でやっております。そういった中ですが、4 年前については激甚ということで、最終的には農地であれば 97.3%、100 万円かかれば 2 万 7,000 円でいいと。それから、施設、用水路とか、それについてはもう 99.4%ということで、100 万円あれば 6,000 円でいいと、そういう形でやっております。そういった形でありますので、市としてはやはりこういう非常事態であるということで、この率を上げるような努力をしてやっていきたいというふうに思います。あくまでも補助事業に乗ってやっていきたいと。

それから、40 万円以下については、やはり国の考えは自力復旧が可能な部分であるという

判断で補助対象になりません。しかしながら、やっぱり阿蘇市としては高齢化が進んでいる中で、お年寄りの方が、じゃあ機械に乗って修繕をするのと、いろいろ大変だからということでリースを、人の手を借りたいということで、リースを借りられ場合は、その全額を市でみますという支援をさせていただいていますので、やはり中には営農したいがために、自力復旧で市のほうには何も言わないでやっている方もおります。そういった事情もありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ぜひとも制度を充実していただき、豪雨災害のようにしていただきたいと考えております。

時間のほうがあまりないので、2番目の問題で、介護保険制度についてご質問いたします。今年の4月から要支援1と2が介護保険から外され、そして自治体に移管をされた。実際、これはこの要支援の1と2、これを自治体の中でどういう事業でやっていくのか、そのへんをほけん課長にお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問でございますけれども、要支援1・2につきましては、介護保険事業から外されたということではございません。これにつきましては、一昨年、平成26年6月に医療介護総合確保推進法というものが施行されました。これに基づき介護保険法が改正されて、新しい介護予防、日常生活支援総合事業というものに改正がなされたということでございます。市町村におきましては、平成29年度までにこの新しい総合事業に移行することが求められたということになります。

阿蘇市としましては、早速、もう28年度からこの事業に取り組んでいるところでございます。趣旨としましては、高齢者の方々が住み慣れた地域で豊かに生活できるよう、ニーズに合った多様な介護予防、生活支援サービスを提供するものということで、具体的にはこれまで要支援1・2の認定を受けていらっしゃった方々につきましては、介護予防サービス、これにつきましては事業所を利用していただいております。これにつきましては、今後、市町村がその受け皿をつくって、市町村独自の事業として取り組みなさいということになっております。阿蘇市としましては、今年から通所デイサービスと訪問ヘルプにつきまして、その通所型サービス、訪問型サービスとして取り組んでいるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そちらのほうからいただいた介護保険のパンフレット、介護保険の手引きという内容、これを見ていっても非常に要支援1と2がどういう事業を、地域の中でどういう事業をされていくのかというのがよく分からないのと、この要支援の1と2は、結局施設には入るんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 例えばデイサービスにつきましては、要支援1・2の方々のケアプランに基づいて、デイサービス事業所を利用されておりました。これらにつきましては、今後は市町村事業に移行するというので、地域支援事業といたしまして、市の委託事業と

いう形になります。例えばデイサービスにつきましては、これまでの予防給付でやっていたサービスから、ちょっと基準を緩和した形、例えば通常、朝9時、10時から夕方3時、4時と、デイサービスを受けられた方々がちょっと簡易なサービスといたしまして、半日程度のデイサービスを受けられるということです、利用者負担といたしましては若干安めになります。それと、要支援1未満の状態の方々、特定高齢者といわれる方々なんですが、これらの方々につきましてもこの事業を利用できるということで、より広く状態が悪くなる前に、そういった状態の維持、機能回復を図ろうということを狙いとしておるものでございます。

ただ、どうしても予防サービス、例えばお風呂は必ず必要だとか、あと例えば福祉用具の貸与とか、住宅改修等々が必要な方々につきましては、引き続きそちらのメニューは残っておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） このパンフレットの中身をずっと見ていったら、施設を利用したときにかかる費用というのが、要支援1と2の場合は、これはほとんど実費ですがね。違うんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 恐らくそのパンフレットに載っているのは、自己負担部分でしょうかね。基本的に1割負担になります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） この要支援1と2の地域事業への移管という意味ですかね、地域包括センターへの移管という、この内容ですね、私らでも非常に分かりにくい状態ですね。また、地域の住民の方からも、結局、何とかサロンというんですかね、お年寄りを集めて食事をするサロンとか、そういう形がこういう要支援の地域のそういう介護になるんだと、そういう理解の方もいらっしゃるんですよ。非常にこの要支援1と2の方が地域のそういう中で見ていくと、それに対して理解をされていないというか、非常に分かりにくい部分がありますので、今後とも地域の中でこの介護事業について、やっぱり地域で担い手になっていかんと、これは発展していきませんので、そのへんのやっぱり地域の中にもうちょっと説明をさせていただきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

これで、ちょっと私のほうも時間がありませんので、いこいの村とはな阿蘇美はまた次回ということで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終わりました。

以上で本日の一般質問を終了します。

これにて散会いたします。

午後4時20分 散会